

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、それぞれの計画に基づき応急対策を実施し、被害の防止、並びに災害の拡大を防止するための災害応急対策計画を次のとおり定める。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

応急対策の実施のために必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等は、この計画の定めるところによる。

1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となることから、道及び市は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとし、市及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIT化などに努めるものとする。その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。

また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることとする。

(1) 市防災会議の災害情報等収集及び連絡

市防災会議構成機関は、災害が発生し、又は発生のおそれのあるときは、別表に定める災害情報等連絡系統図により、市防災会議会長に報告するものとする。

(2) 市の災害情報等収集及び連絡

ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を十勝総合振興局長に報告するものとする。

イ 市長は、警報、注意報、情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 市災害対策本部設置

ア 市が災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道及び防災関係機関へ連絡しなければならない。

イ 防災関係機関は、前項の連絡を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

(2) 道への通報

市及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・ 発災後速やかに
- イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・ 災害対策本部等を設置した時直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・ 被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・・・・・ 被害状況が確定したとき

(3) 市の通報

- ア 市は、119番通報が殺到した時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国（消防庁経由）へ報告するよう努める。

3 被害状況報告

災害時、市長は、別に定める「災害情報・被害状況報告取扱要領」に基づき十勝総合振興局長に報告するものとする。

ただし、市長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、消防庁にも直接報告するものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、市長は通信の途絶等により北海道知事（十勝総合振興局長）に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

被害状況等の報告

区分 回線	平日（9:30～18:15） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室
NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)

消防庁災害対策本部設置時の報告先

区分 回線	消防庁応急対策室・情報集約班 （消防防災・危機管理センター内）
NTT回線	03-5253-7510 03-5253-7553 (FAX)

参考

※直接即報基準に該当する火災・災害

- ・航空機、列車等の交通機関の火災
- ・危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故
- ・死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれのある列車、バスの衝突、転落等による救急・救助事故及びハイジャック、テロ等による救急・救助事故

・武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害及び武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

- ・震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない）
- ・自然災害が発生し、死者又は行方不明者が生じたもの

4 予報（注意報を含む。）、警報、情報等の収集伝達計画

（1）気象情報の伝達系統及び方法

帯広測候所から発表された予報（注意報を含む。）、警報及び情報等は、別図1「気象予警報等伝達系統図」により通報又は伝達するものとする。

ア 予報（注意報を含む。）、警報及び情報等は、通常の勤務時間中は総務部危機対策室危機対策課が受理統括する。

イ 勤務時間外は当直員が受理する。

ウ 予報（注意報を含む。）、警報及び情報等を受理した場合、警報又は災害へ繋がると予想される注意報については、受理者である危機対策課長は、速やかに関係部室課長等に連絡するものとする。

エ 連絡を受けた関係部室課においては、内容に応じて適切な措置をとるとともに、必要に応じて関係機関、団体、学校等に対して、予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

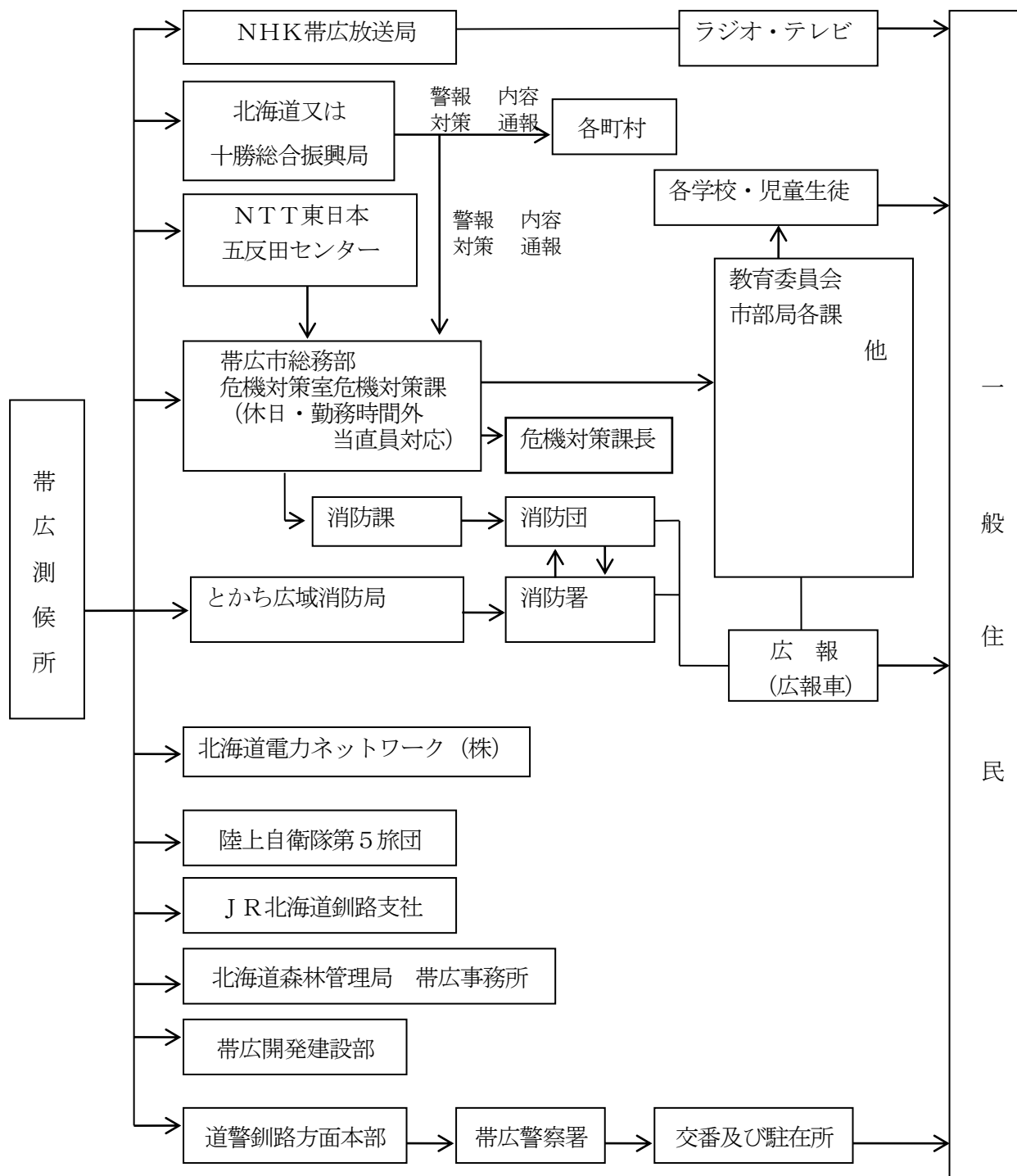
オ 当直員が、予報（注意報を含む。）、警報及び情報等を受理した場合、次に掲げる予報（注意報を含む。）、警報及び情報等については速やかに危機対策課長に報告し、災害へ繋がると予想される場合は、関係部室課長に連絡するものとする。

受理した予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の通報文は当直明けの際、危機対策課長（総務班長）に引き継ぐものとする。

- （ア）気象警報～暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪
- （イ）前号の各予警報に伴う被害情報
- （ウ）その他～特に重要と認められる各種注意報

別図1

《 気象予報警報等伝達系統図 》



5 災害情報等の報告収集及び伝達計画

災害発生、被害状況等の情報の報告、収集及び伝達を迅速かつ的確に行うための連絡先、被害報告及び受領については、次のとおりとする。

（1）異常現象発見時における措置

ア 発見者の通報義務

災害時又は異常現象等を発見した者は、速やかに市長又は警察官もしくは消防機関に通報しなければならない。

イ 警察官等の通報

異常現象発見者からの通報を受けた警察官又は消防機関の長は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

ウ 市長は、一般住民、警察官又は消防機関の長等から異常現象発見の通報を受けたときは、必要に応じ十勝総合振興局長及び関係機関に通報しなければならない。

なお、住民に対する周知は、広報車、報道機関により徹底を図るものとする。

エ 当直員の災害情報、被害状況等の取扱い

当直員は、地域住民から災害情報、被害状況を受領した際は、速やかに総務部総務班（総務部危機対策室危機対策課長）に報告し、その指示により処理する。

（2）被害状況等の報告

災害情報、被害状況の報告は、災害が発生してから応急措置が完了するまでの間に、別表1に定める「災害情報、被害状況報告取扱要領」により十勝総合振興局長に報告する。

ア 各部長は、所管に係る災害情報報告（様式1-1、1-2）、被害状況報告（様式2-1、2-2、3、4）及び災害対策活動実施状況（様式5）を本部情報連絡室長（総務部長）を経て本部長（市長）に報告する。

イ 本部情報連絡室長（総務部長）は、各部長から受領した災害情報のうち、他の部門に関連あるものは、速やかに当該部長に報告する。

ウ 総務部長は、本部に集まった災害情報及び災害対策実施状況等を、本章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるところにより、広報班を通じて報道関係機関に発表する。

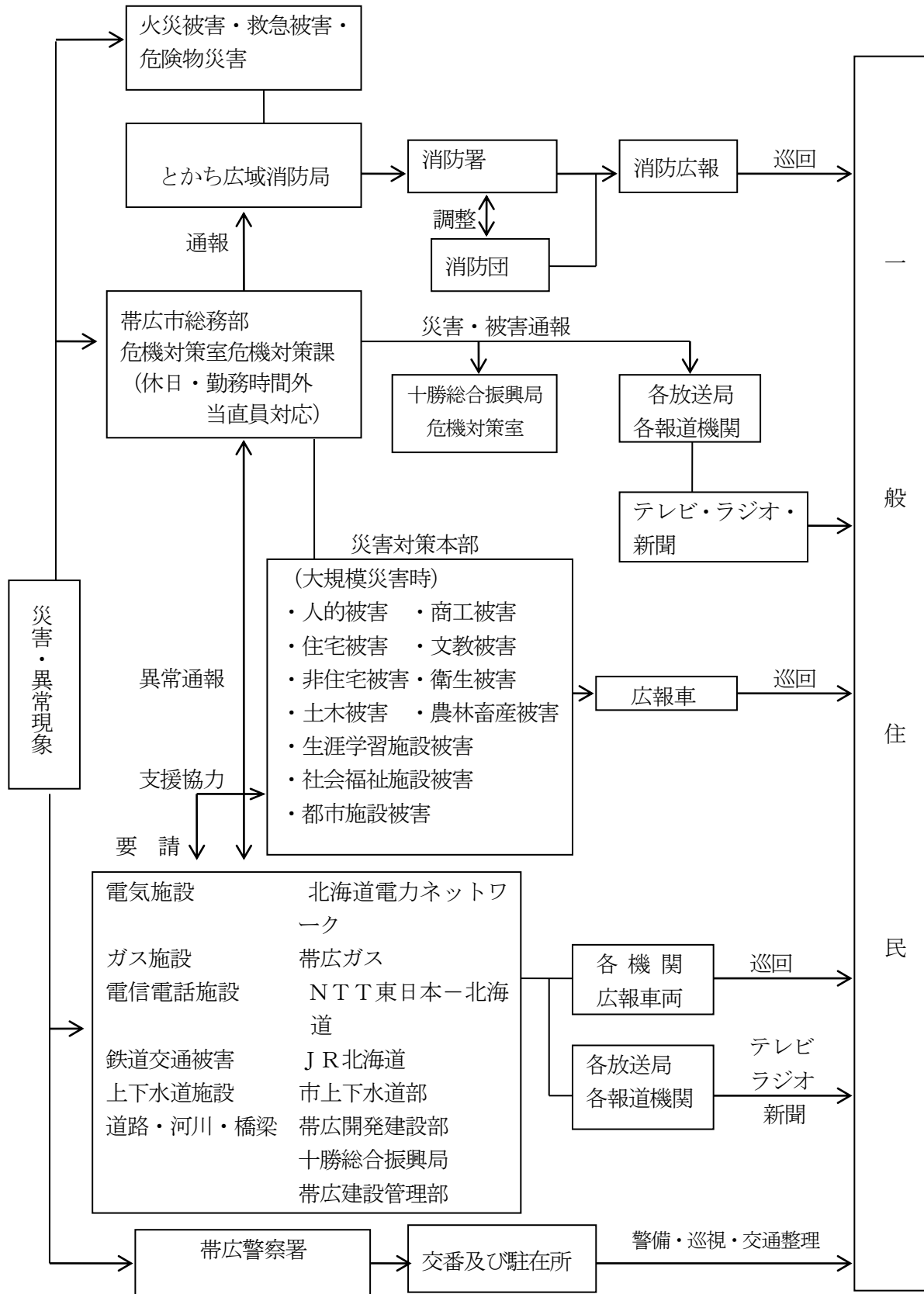
エ 各部長は、災害対策基本法以外の他の法令に基づく被害報告等に際しては、本部情報連絡室（総務部長）と連絡調整をとり、相違のないようにする。

（3）災害伝達系統

別図2「災害情報連絡系統図」による。

別図2

《 災害情報等連絡系統図 》



別表1

災害情報・被害状況報告取扱要領

災害時は、次に定めるところにより、災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を十勝総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で市内が軽微であっても振興局地域全体から判断して、報告を要すると認められるもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (6) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害時は、様式1-1により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ、把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については、除くものとする。

ア 速報＝被害発生後直ちに様式2-2により件数のみ報告すること。

イ 中間報告＝被害状況が判明次第、様式2-2により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告＝応急措置が完了した後、15日以内に様式2-2により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表2のとおりとする。

別表2

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のもが隣接のB町に滞在中、当該被害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明者、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該被害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫管理人宿舎とともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は、社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず、全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を一世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、二世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
住家被害	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破壊した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもので、</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中、他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分が住家となる。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等はその倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
農業被害	農地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕地に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算定しない。</p>

被害区分		判断基準
農業被害	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、営農用水、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農作物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜産等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止し施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法第2条の規定により道路管理者が維持管理する道路が損傷し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法第2条の規定により道路管理者が維持する道路を形成する橋梁が、流失又は損壊し復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法の規定に基づく水域、外郭施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港利用及び管理上重要な輸送施設。	

被害区分		判断基準
土木被害	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とすること。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とすること。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とすること。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林道経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
衛生被害	水道	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	一般廃棄物処理場	ごみ処理場、し尿処置施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
商 工 被 害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
公立文教施設被害		幼稚園のほか、公立の小中学校、義務教育学校、高校、大学、特別支援学校等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
社会福祉施設被害		老人福祉施設、障害者支援施設、障害児入所施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

様式1-1

災 害 情 報 報 告

報 告 日 時		月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分
発 信 機 関		受 信 機 関		
発信者(職・氏名)		受信者(職・氏名)		
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ライフライン関係の状況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
	そ の 他			
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置 (名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置		
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人員
	(救助実施内容)			

(注) 災害時の情報用

(各部室課→危機対策課→十勝総合振興局)

応急措置の状況	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時	
		避難指示					
	(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他措置の状況						
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況			
		市町村職員	名				
消防職員		名					
消防団員		名					
その他（住民等）		名					
	計	名					
その他	(今後の見通し等)						

様式1-2

災 害 情 報 報 告 (報 告 号)		情 報 連 絡 室	受付日時	月 日 時 分			
			室 長	副室長	室 員		
部及び部長名		情報連絡責任者名					
現 地 責 任 者		情 報 受 理 者 名					
情 報 提 供 者	住 所	電 話 番 号	所 在 (具体的に)				
報告の概要（下記の重点ごとに番号で表現し記載すること。）							
1 発生時間	2 場所	3 原因	4 被害状況	5 応急措置	6 対策要求	7 対策経費	8 その他
情 報 連 絡 室 特 記 事 項							

(注) 各部所管に係る災害情報の報告用

(各部→本部情報連絡室用)

様式2-1

被害状況報告 (速報・中間・最終)

				情報連絡室								
				受付日時	月 日 時 分							
				室長	副室長	室員						
部及び部長名												
班及び班長名												
災害の原因				災害情報連絡責任者								
災害発生場所				災害発生日時		月 日 時 分						
報告の時限		月 日 時 分現在		報告日時		月 日 時 分						
項目			件数	被害金額(千円)			項目			件数	被害金額(千円)	
人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	農地	田	流失	ha				
	行方不明	人					埋没	ha				
	重傷	人				畑	流失	ha				
	軽傷	人					埋没	ha				
	計	人				農作物	田	浸冠水	ha			
			倒伏	ha								
			畑	浸冠水			ha					
				倒伏		ha						
住家被害	全壊	棟数	棟			農業被害	農業用施設		箇所			
		世帯数	世				共同利用施設		箇所			
		人員	人		営農施設		箇所					
	半壊	棟数	棟		その他		計		箇所			
		世帯数	世						箇所			
		人員	人									
	一部破壊	棟数	棟		土木被害		河川	決壊	決壊	箇所		
		世帯数	世						溢水氾濫	箇所		
		人員	人						決壊危険	箇所		
	床上浸水	棟数	棟					計	箇所			
		世帯数	世					道路	通行不能	箇所		
		人員	人						決壊	箇所		
				計			箇所					
	床下浸水	棟数	棟				橋梁	流	流失	箇所		
		世帯数	世						破損	箇所		
人員		人		計		箇所						
計	棟数	棟		市工事(か所)川		河	決壊	決壊	箇所			
	世帯数	世						溢水氾濫	箇所			
	人員	人						決壊危険	箇所			
非住宅被害	全壊	公共施設	棟									
		その他	棟									
	半壊	公共施設	棟									
その他		棟										
計	公共施設	棟										
	その他	棟										

(注) 速報は件数のみ

(各部→情報連絡室又は危機対策課への被害報告)

第5章 (災害応急対策計画)

項 目				件数	被害金額(千円)	項 目				件数	被害金額(千円)	
土 木 被 害	市 工 事 か 所	道 路	通行不能	箇所		林 業 被 害	一 般 民 有 林	林 産 物	箇所			
			決 壊	箇所				そ の 他	箇所			
			計	箇所				小 計	箇所			
		橋	流 失	箇所				計	箇所			
			破 損	箇所		衛 生 施 設	水 道 戸					
			梁	計	箇所			病 院	公 立	箇所		
	下 水 道	箇所			私 立		箇所					
	公 園			箇所		一 般 廃 棄 物 処 理 施 設		箇所				
	崖崩れ			箇所		計		箇所				
	計			箇所		商 工 被 害	商 業	件				
	樹 木	道 路	本		工 業		件					
		公 園	本		そ の 他		件					
		計	本		計		件					
	水 産 被 害	水 産 施 設		箇所		公 立 文 教 被 害	小 学 校	箇所				
水 産 製 品		件		中 学 校	箇所							
そ の 他				義 務 教 育 学 校	箇所							
				高 校	箇所							
計				そ の 他 文 教 施 設	箇所							
林 業 被 害	道 有 林	林 地	箇所		社 会 福 祉 施 設		計	箇所				
		治山施設	箇所			社 会 教 育 施 設	箇所					
		林 道	箇所			公 立	箇所					
		林 産 物	箇所			法 人	箇所					
		そ の 他	箇所			計	箇所					
	一 般 民 有 林	小 計	箇所		そ の 他	空 港	箇所					
		林 地	箇所			火 葬 場	箇所					
		治山施設	箇所			都 市 施 設	箇所					
	林 道			箇所		被 害 総 額						
	参 考	異常現象等の状況										
交通通信水道等の状況												
応急対策出動人員(延)				市町村職員 名 ・ 消防職員 名 ・ 消防団員 名 その他(住民等) 名								
摘 要												

様式2-2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				受信日時				
項目		件数等	被害金額(千円)		項目		件数等 被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告		道	河川	箇所		
	行方不明	人				海岸	箇所		
	重傷	人				砂防設備	箇所		
	軽傷	人				地すべり	箇所		
	計	人				急傾斜地	箇所		
② 住家被害	全壊	棟		⑤ 土木被害	道	道路	箇所		
		世				橋梁	箇所		
	人	小計				箇所			
	半壊	棟				市町村工事	河川	箇所	
		世				道路	箇所		
	人	橋梁			箇所				
	一部破損	棟			小計	箇所			
		世			港湾	箇所			
	人	漁港			箇所				
	床上浸水	棟			下水道	箇所			
世		公園	箇所						
人	崖くずれ	箇所							
床下浸水	棟	計	箇所						
	世	漁船	沈没流出	隻					
人	破損	隻							
計	棟	計	隻						
世	漁港施設	箇所							
人	共同利用施設	箇所							
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥ 水産被害	その他施設	箇所			
		その他	棟		その他施設	箇所			
	半壊	公共建物	棟		漁具(網)	件			
		その他	棟		水産製品	件			
計	公共建物	棟	その他	件					
	その他	棟	計						
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没	ha	⑦ 林業被害	道	林地	箇所	
			浸冠水	ha			治山施設	箇所	
		畑	流失・埋没	ha			林道	箇所	
			浸冠水	ha			林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他			箇所		
		畑	ha	小計		箇所			
	農業用施設	箇所		一般		林地	箇所		
		箇所		治山施設		箇所			
		箇所		林道		箇所			
		箇所		林産物		箇所			
畜産被害	箇所		その他	箇所					
	箇所		小計	箇所					
計			計	箇所					

第5章（災害応急対策計画）

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)
⑧衛生被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害 設被害 社法人施 ⑫社会福	公立	箇所	
	病院 公立	箇所			公立	箇所	
	個人	箇所			法人	箇所	
	清掃 一般廃棄物処理	箇所			計	箇所	
	し尿処理	箇所			鉄道不通	箇所	—
	火 葬 場	箇所			鉄道施設	箇所	
計	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻			
⑨商工被害	商 業	件		⑬そ の 他	空 港	箇所	
	工 業	件			水 道	戸	—
	そ の 他	件			雷 話	回	—
	計	件			雷 気	戸	—
設被害	⑩小 学 校	箇所			ガ ス	戸	—
	中 学 校	箇所			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	—
	義 務 教 育 学 校	箇所			都 市 施 設	箇所	
	高 校	箇所			計	—	
	その他文教施設	箇所			被 害 総 額		
	計	箇所			発 生 火 災	建 物	件
公共施設被害市町村数	団		危 険 物	件			
罹災世帯数	世		そ の 他	件			
罹災者数	人		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
消防職員出動延人数	人						
災害対策 本部の設 置状況	道（振興局）						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救助 法適用市 町							
補足資料（※別葉で報告）							
○災害発生場所							
○災害発生年月日							
○災害の種類概況							
○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意							
○応急対策の状況							
・避難指示等の状況							
・避難所の設置状況							
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況							
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況							
・自衛隊の派遣要請、出動状況							
・災害ボランティアの活動状況 ほか							

様式3

被害状況調査表（個別表）

1. 基礎事項

住 所	帯広市	条	丁目	番地
		町		番地
世帯主 氏 名				世帯主の 職 業
世帯人員	人	住宅の種別	持家・借家・公営住宅・非住宅・空家・その他	

2. 被害状況

区 分	調 査 項 目		被 害 状 況	被害金額又は内訳
人的被害	死 者		人	
	行方不明		人	
	負 傷	重 傷	人	
		軽 傷	人	
住家の被害	全壊（焼）		棟 m ² ・坪	千円
	流 出		棟 m ² ・坪	千円
	半壊（焼）		棟 m ² ・坪	千円
	浸 水	床 上	浸水 cm m ² ・坪	千円
		床 下	m ² ・坪	千円
		便 槽	有 ・ 無	汲取りの必要 有・無
	車両・構築物など		件	千円
計		m ² ・坪	千円	
非住家の被害	被害内容	建物の種類	m ² ・坪	千円
			m ² ・坪	千円
			m ² ・坪	千円
	計		m ² ・坪	千円
農業被害	流出・埋没 （農地）	田	h a	千円
		畑	h a	千円
		小 計	h a	千円
	冠水・浸水 （農作物）	田	（冠水） h a	千円
		畑	（浸水） h a	
		田	（冠水） h a	千円
		畑	（浸水） h a	
		小 計	（冠水） h a （浸水） h a	千円
	農業用施設		（内容）	千円
営農用施設		（内容）	千円	

		分類 番号	調査区 番号	調査員 氏名
区 分	調 査 項 目	被 害 状 況		被害金額又は内訳
農業被害 (続き)	家 畜	牛 頭・馬 頭・豚 頭 山羊綿羊 頭・鶏 羽		千円
	そ の 他			千円
	計			千円
林道被害	林 地	箇所 ha		千円
	林 道	箇所 m		千円
	林 産 物	件		千円
	そ の 他	(内容)		千円
	計			千円
衛生施設 被 害	水 道	箇所		千円
	専用水道	箇所		千円
	病 院	箇所		千円
	そ の 他	箇所		千円
	計			千円
第2次・ 第3次企業 の被害	建物・構造物	棟 m ² ・坪		千円
	機械設備・装置	台 箇所		千円
	車両・その他の固定資産	台 箇所		千円
	原材料・燃料等			千円
	商品・製造品			千円
	そ の 他			千円
	計			千円
そ の 他 被 害				千円
				千円
				千円
合 計				千円
備 考				

- 注（１）住宅の種別欄は該当する項目を○で囲む。
 （２）非住宅は営業以外の事務所、集会所、倉庫、納屋、鶏舎などをいいます。
 （３）産業関係の被害は、世帯主の職業と併せて的確な欄に記入して下さい。
 （４）備考欄には参考になる事項をなるべく詳しく記入して下さい。

第2節 災害通信計画

災害時の防災関係機関相互の災害通信計画は、次に定めるところによる。

1 通信手段の確保等

市及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、NTT東日本（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

2 電話の優先利用並びに通信途絶等における措置等

1における通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

(1) 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

(2) 通信手段

本通信計画については、基本的に有線電話等の通信連絡手段を優先的に考えるものである。

しかし、災害時に想定される有線の通信輻輳、ケーブル破損等による有線電話の通信途絶時の通信手段として、地域防災無線、防災行政無線、各機関の無線施設、機関相互の通信協力、人的伝達など他の通信手段の利用を確保するものとする。

(3) 専用通信設備

本市及び消防機関が所有する有線回線、地域防災無線、防災行政無線、消防用無線、水道事業用無線、空港用無線施設等の通信設備は、別表1のとおりである。

(4) 通信途絶時等における措置

ア 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、(1)から(4)までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

(ア) 貸与要請者あて、移動通信機器の貸出

(イ) 無線局の免許等の臨機の措置(無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置)

イ 防災関係機関の対応

防災関係機関は、アの措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

(ア) 移動通信機器の借受を希望する場合

- ① 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- ② 借受希望機種及び台数
- ③ 使用場所
- ④ 引渡場所及び返納場所
- ⑤ 借受希望日及び期間

- (イ) 臨機の措置による手続きを希望する場合
 - ① 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - ② ①に係る申請の内容
- ウ 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室 （直通電話） 011-747-6451

別表1

《 本部の通信施設 》

<p>1 本庁有線回線設備</p> <p>(1) NTT回線 24回線・68通話分相当（総務課管理分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① アナログ回線 20回線・20通話分 ② デジタル回線 3回線・6通話分 ③ ひかり回線 1回線・42通話分 <p>(2) 交換機設備</p> <p>ア 災害停電時には非常用電源が起動し、交換機設備に電力を供給することにより、各回線は通常どおり使用することが可能となる。</p> <p>イ 交換機本体が障害のため停止又は交換機への電力の供給が停止した場合は、停電多機能電話機（17台：型番「HI-24D-TELPF」及び「停電直通用電話機」のシール貼付）が自動的に単独電話機に切り替わり回線を確保する（内線は利用できない）。</p> <p>※ 停電多機能電話機の設置場所は以下のとおり</p> <p>危機対策課、人事課、契約管財課、収納課、資産税課、国保課、介護高齢福祉課、こども課、商業労働課、農村振興課、管理課、みどりの課、住宅営繕課、公営企業管理者、教育長、企画総務課、学校教育課</p> <p>(3) 災害時通信確保対策</p> <p>ア 災害時優先電話回線</p> <p>災害時の一般電話回線の輻輳に伴い、発信規制がなされても、防災機関・公共機関として機能を確保するため、優先的に発信が確保される回線</p> <p>(ア) 本庁舎における災害時優先電話回線は9回線</p> <p>① 24-2876 ② 24-4295 ③ 24-4298 ④ 24-5020 ⑤ 24-5210</p> <p>⑥ 21-1109 ⑦ 23-3081 ⑧ 23-3358 ⑨ 26-1480</p> <p>(①～⑥は電話交換機経由、⑦～⑨は直通電話)</p> <p>(イ) 内線電話から災害時優先電話として通話する方法（電話交換機経由）</p> <p>「86発信」により、災害時優先電話回線（①～⑥）で発信することができる。</p> <p>イ 災害対策本部専用電話（直通2回線）</p> <p>⑦と⑧の直通回線を平常時は5階危機対策課（内線1203、1290～1294、4831～4832、4834）、災害対策本部設置時は3階大会議室で利用可能とする。</p> <p>ウ 災害による電話回線、電話交換機障害対策（障害が大きい場合）</p> <p>NTTに臨時回線の接続を依頼し、運用する。</p>

2	気象情報等収集伝達設備
(1)	測候所の配信
	NTT-Fネットワーク回線による気象情報の配信（ファクシミリによる同時通信）

3	北海道防災行政無線（北海道総合行政情報ネットワーク）
	北海道と市町村との情報伝達用無線（地上系と衛星系の2ルート）
(1)	電話機
	・十勝総合振興局危機対策室 89-6-850-2191
	・十勝総合振興局 帯広建設管理部（道路建設課道路維持係） // 4314
	・十勝総合振興局 帯広建設管理部（治水課防災係） 89-6-850-4344
	・十勝総合振興局 保健環境部 保健福祉室（企画総務課企画調整係） // 3614
(2)	ファクシミリ
	・一斉受令用 2台
	・個別通信用 1台

4	帯広市地域防災無線
	防災・生活関連機関・医療機関・自衛隊・避難所等との相互通信手段。
(1)	基地局 市、大正配水池敷地内
(2)	固定局 市、大正配水池敷地内
(3)	簡易無線局 市、大正配水池敷地内
(4)	陸上移動局
	ア 統制局 2局
	イ 半固定型無線機 87局
	（とちち広域消防局、警察署、帯広市の出先機関、防災関係機関、避難所、救急告示病院、ライフライン機関等）
	ウ 車載型無線機（市公用車） 25局
	エ 携帯型無線機（災害対策本部用） 10局

5	帯広市防災行政無線
(1)	基地局 1局（危機対策課）
(2)	移動局 47局（道路維持課）

6	水道事業用無線
(1)	基地局 1局（上下水道部総務課）
(2)	移動局 47局（車載型 16局 携帯型 31局）

7 消防機関（消防局・消防署・消防団）

- (1) 一般用電話 26 回線（一般消防業務及び問い合わせ用）
- (2) 119 番災害専用受付回線 16 回線
- (3) 専用電話 9 回線（6 署所端末、警察署、北海道電力ネットワーク、帯広ガス）
- (4) 無線電話
 - ア 固定局 14 局
 - イ 移動局 95 局（消防署、各出張所、分団）
（車載型 37 局、携帯型 33 局、卓上型 5 局、署活 20 局）

8 帯広空港無線局

- (1) 基地局 1 局
- (2) 移動局 41 局（車載型 25 局 携帯型 16 局）

9 災害時緊急電話

- (1) 衛星携帯電話（危機対策課） 1 台

10 その他通信手段

- (1) アマチュア無線等の協力活用
アマチュア無線局組織（帯広市無線赤十字奉仕団）を通じ、通信の万全を図る。
- (2) 機動力による連絡
交通可能地域及び有線電話不能地域の災害状況を把握するため、航空機、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を活用し、連絡体制を確立する。

第3節 災害広報・情報提供計画

災害時における地域住民等に対する災害情報の提供並びに広報活動に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

市長（政策推進部 広報第1班、広報第2班、市民福祉部 広報第3班）
帯広警察署
その他関係防災機関

2 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、本章第1節「災害情報収集・伝達計画」によるほか、次により収集するものとする。

- (1) 写真撮影による現場の取材
- (2) 関係機関、その他住民等の取材による写真の収集
- (3) その他関係機関取材の資料の収集
- (4) 災害現場における住民懇談会等による一般住民及び罹災者の意見、要望、相談等の公聴

3 災害情報等の発表の方法（発表責任者 広報第1班長）

(1) 報道機関に対する情報発表等の方法

収集した被害状況、災害情報等は、その都度、報道機関に対し次の事項を発表するものとする。

- ア 災害の種別・名称及び発生年月日
- イ 災害の発生の場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況

(2) 住民に対する広報の方法及び内容

ア 一般住民並びに罹災者に対する広報活動は、次の方法により行うものとし、誤報道による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者、障害者等の要配慮者への伝達に十分配慮する。

- (ア) 新聞、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、インターネット(SNS含む)、緊急情報一斉伝達システム、防災情報システムのメールサービス、郵便局等の利用
 - (イ) 広報車及び放送設備を有する車両の利用
 - (ウ) 消防施設のサイレン兼用放送設備の利用
 - (エ) 市広報紙の利用
- イ 広報事項は、次のとおりとする。
- (ア) 災害に関する情報及び住民に対する注意事項
 - (イ) 応急対策とその状況
 - (ウ) 復旧対策とその状況
 - (エ) その他必要な事項

4 道、関係機関等に対する情報の提供

必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

5 庁内連絡

広報担当者は、災害情報及び被害状況の推移を、庁内放送等を利用して本部職員に周知するものとする。

6 被災者相談所の開設

本部は、災害の規模等に応じて適宜関係機関と連携して被災者相談所を開設し、住民の便に供するものとする。

7 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

イ 市は安否情報の照会を受けたときは、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ 市は安否情報の照会を受けたときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
(ア)	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
(イ)	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
(ウ)	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ 市は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

(2) 安否情報を回答するに当たっての対応

市は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で

利用することができるものとする。

ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

(3) 災害時の氏名等の公表

ア 北海道

道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。

イ 帯広市

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

8 偽・誤情報対策

道及び市は、偽情報・誤情報が拡散されていることが確認された場合、報道機関をはじめ、関係機関と連携し、注意喚起を行うとともに、正確な情報の発信等に努めることとする。

第4節 応急措置実施計画

災害時において、市長及び関係機関の長が実施する応急措置については、この計画に定めるところによる。

1 実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 北海道知事
- (2) 警察官等
- (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (4) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長
- (5) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等
- (6) 消防機関の長

2 市の実施する応急措置

市長は、災害が発生したときは、その拡大を防止するため、次に掲げる必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

(1) 警戒区域の設定

市長は、災害時において、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

市長は、災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本市区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収容することができる。

なお、この場合において、災害対策基本法施行令第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

ア 土地建物等の占有等に対する通知

市長は、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下「土地建物等」という。）を使用し、又は収用したときは、速やかに当該土地建物等の占有者、使用者その他当該土地建物等について権限を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合において、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を市役所前の掲示場に掲示する等の措置をとらなければならない。

- (ア) 名称又は種類
- (イ) 形状及び数量
- (ウ) 所在した場所
- (エ) その他必要な事項

イ 損失補償

市は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 支障物件等の除去及び保管

市長は、災害時において、応急措置を実施するための緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置

の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

なお、工作物等を保管したときは基本法第64条第3項から第6項までの規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

ア 市長は、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、公示する。

イ 市長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。（基本法施行令第27条）

ウ 工作物の保管、売却、公示等に要した費用は、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用し、占有者等より徴収する。

エ 保管した工作物等を返還するため公示した日から起算して6月を経過してもなお返還することができないときは、当該工作物等の所有権を市に帰属させる。

(4) 北海道知事に対する応援の要請等

市長は、災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(5) 他の市町村長等に対する応援の要請等

ア 市長は、災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

イ 市長は、他の市町村長等から応援を求められたときは、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(6) 住民等に対する緊急従事指示等

ア 市長は、災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本市地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

イ 市長及び消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本市地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

オ 市長は、アからエまでの応急措置等の業務に協力した住民等が、そのため負傷、疾病、廃疾又は死亡した場合は、関係法令によるほか、帯広市消防団員等公務災害補償条例によりその補償を行う。

3 災害救助法適用の場合

災害救助法（以下「救助法」という。）適用の場合は、次のとおりである。

(1) 実施責任者

救助法による救助は、北海道知事が行う。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる。

(2) 救助法による救助の種類、程度、方法及び期間

ア 救助の種類

(ア) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

(イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (エ) 医療及び助産
- (オ) 被災者の救出
- (カ) 被災住宅の応急修理
- (キ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (ク) 学用品の給与
- (ケ) 埋葬
- (コ) 遺体の捜索及び処理
- (サ) 障害物の除去
- (シ) 輸送及び人夫雇上

イ 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において知事がこれを定める。

(3) 救助法の適用手続及び適用基準

市長は、災害に関し、その被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに十勝総合振興局を通じ知事に報告しなければならない。

救助法の適用基準

被害区分 市の人口	市単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (2千5百世帯以上)	被害が全道にわたり1万2千世帯以上の住宅が滅失した場合等
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
帯広市 10万人以上 30万人未満	100	50	市町村の被害状況が特に救助を必要と認められたとき。

《摘要》

1 住家被害の判定基準

(1) 滅失、全壊、全焼、流失

損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延面積の70%以上に達した程度のものである又はその住家が改築しなければ居住できない状態になったもの

(2) 半壊、半焼は、2世帯で滅失1世帯に換算

損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の床面積の20%～70%であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの

(3) 床上浸水は、3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

2 世帯の判定

(1) 生計を1つにしている実際の生活単位をいう。

(2) 寄宿舍、下宿等に宿泊する者で共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものは、その寄宿舍等の全部をもって1世帯とする。

(3) 住込等単身で他の家族と同居し、その者の生計の独立性が認められない場合は当該家族と同一の世帯員とする。

第5節 避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るため、危険が切迫している状況にある住民を適切かつ円滑に避難させるための計画は次に定めるところによる。

1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(1) 市長（災害対策基本法第60条、水防法第29条）

ア 市長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を調査し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

イ 市長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

ウ 市長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに十勝総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。)

(2) 市長から委任を受けた消防吏員

委任を受けた消防吏員が行う場合には、指定避難場所等に立退かせることを原則とすることから、総務部、市民福祉部等と緊密な連絡をとらなければならない。

(3) 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ア 警察官は、(1)のイにより市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。

イ 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。

（4）知事（その命を受けた道職員等）

（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事（総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（十勝総合振興局長）は洪水、地滑り以外の災害の場合においても、市長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については市長に委任する。

イ 知事は、災害発生により市長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は当該市長に代わって実施する。

（5）自衛官（災害派遣を命ぜられた自衛官）（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害時において、市長等、警察官がその場にいな

いときに限り、次の措置をとることができる。
この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

イ 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

オ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

（6）消防吏員、消防団員（消防法第28条）

火災の現場においては、消防警戒区域を設定し、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止若しくは制限することができる。

2 避難措置における連絡及び協力等

（1）市、道（十勝総合振興局）、北海道警察本部（警察署等）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

（2）市は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

また、市は、避難指示等を発令する際に必要な助言をを求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

（3）北海道警察は、市長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

3 避難の基準と態様

避難指示等は、災害の危険性の程度により、次の基準により発令する。発令に際しては、広報車や報道機関等を通じ、災害状況等の十分な説明を加えて発令する。

（1）高齢者等避難

災害が発生するおそれがあり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階

(2) 避難指示

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生するおそれが高い状況

(3) 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等への立ち退き避難がかえって危険であると考えられる状況で、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする必要がある状況

4 避難指示等の周知

市は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応するレベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット（SNS含む）、緊急情報一斉伝達システムなど複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障害の状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

(1) 広報車による伝達

市、消防機関、警察署などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

(2) ラジオ、テレビ、有線放送、電話等による伝達

各報道機関に対し、避難指示等を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を示し報道するよう協力を求めるとともに、インターネット（SNS含む）、緊急情報一斉伝達システム、コミュニティFM放送、緊急情報メール、北海道防災情報システムのメールサービス、電話等を通じ伝達する。

(3) 信号による伝達

警鐘、サイレン等を利用する。

(4) 伝達員による個別伝達

夜間、停電時又は風雨が激しい場合で関係住民に対する完全周知が困難であると予想されるときは、本部職員、消防職団員等で班を編成し、個別に伝達する。

(5) 地域防災組織の責任者を通じて周知する。

5 指示伝達事項

指示伝達する内容は、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるなど、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮する。

(1) 避難指示等を発令した者

(2) 避難指示等の理由

(3) 避難対象区域

(4) 避難先とその場所

(5) 避難経路

(6) 注意事項

ア 避難にあたっては、必ず火気危険物等（器具消火、ガス元栓の閉め等）の始末を徹底すること。

イ 避難時の戸締りをすること。

ウ 大雨、台風災害に備え家屋の補強、家財道具の安全な場所へ移動すること。

エ 携帯品は、必要最小限にすること。

（例えば、食料、水筒、タオル、ちり紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等）

オ 服装は、必要に応じ、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具等を携帯すること。

カ 避難者は、できるだけ氏名票（住所、本籍、氏名、年令、血液型を記入したもので水に濡れて良い物）を携帯すること。

キ 会社、工場にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

6 避難の方法

(1) 避難誘導

避難者の誘導は、総務部及び市民福祉部の職員、消防職員・団員、警察官がこの任に当たるものであるが、この任において民間協力団体の協力を得て、避難指示の伝達、避難者の把握を行うものとし、特に高齢者、乳幼児、傷病者及び妊産婦等の要配慮者を優先的に誘導するよう配慮するものとする。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全確保に努めるものとする。

(2) 移送の方法

避難は、各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、車両による輸送を行うものとする。

また、市は、被災地が広域で大規模な避難、立退移送を要し、市において措置できないときは、道に対し応援を要請するものとする。

7 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、都市環境部及び避難所所管部の職員、警察官及び民間協力団体の協力を得て避難路、避難所等の安全確保のための支障となるものの排除を行うものとする。

8 被災者の生活環境の整備

市は、避難所が誰もが安心して快適に過ごすことができ、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう、良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。

特に、要配慮者の個々のニーズに応じた支援が差別なく行えるよう、その運営及び資機材、情報提供の方法等を考慮する。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、市が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 避難所・避難場所の開設

(1) 市は、災害時は、必要に応じて、高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(2) 指定緊急避難場所は、住民等が緊急的に避難する施設又は場所であり、特に屋外となる場所では、避難者を指定避難所等へ移動させる必要があるため、市は、指定緊急避難場所の状況を把握し、指定場所等へ誘導するなど、避難者の安全確保を図るものとする。

(3) 市は、災害時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(4) 指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者、感染症の発生状況等に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、要配慮者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。

(5) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。

- (6) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (7) 市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の適用除外措置があることに留意する。
- (8) 市は、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- (9) 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- (10) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

10 避難所等の運営管理等

- (1) 避難所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けた者の指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置するものとする。
- (2) 運営管理者は、災害対策本部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難者の収容等にあたるとともに、関係部長と緊密な連絡を保ちその運営にあたるものとする。
- (3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

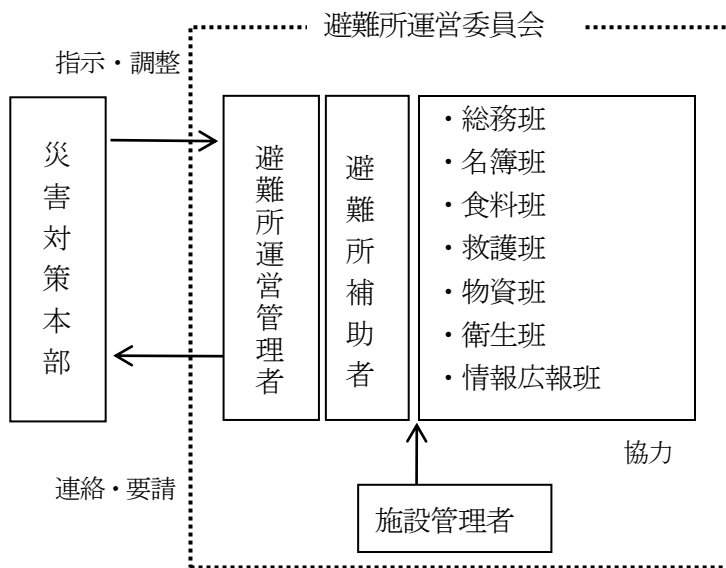
- (4) 市は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。
- (5) 市は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状

態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

- (6) 市は、国のデータベースを活用して災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を調達するなど、避難所等の生活環境の整備に努める。
- (7) 市は避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の更衣室、物干し場、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。
- (8) 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (9) 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (10) 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
なお、道は、市に対する助言・支援に努めるものとする。
- (11) 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化、感染症の発生状況等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
特に要配慮者等へは、北海道と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合の間で締結した「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。
- (12) 道及び市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (13) 市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (14) 車中泊をしている避難者に対しては、トイレの情報やエコノミークラス症候群、一酸化炭素中毒、冬期間の寒さ対策等の予防対策処置等について周知を行い、健康への配慮を行うものとする。
- (15) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- (16) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

《避難所運営組織体系イメージ》



- ※1 避難所運営委員会とは、地震等の大規模災害が発生して避難所となった場合、避難所運営管理者(会長)、地域リーダー、避難者代表、施設管理者、各団体等のリーダー、避難所補助者などが、お互いに協力して円滑な避難所運営を行うための組織。
- ※2 避難所運営管理者とは、避難所の運営管理にあたる市職員の責任者。
- ※3 施設管理者とは、避難所が設置された学校長又は施設等の施設長。
- ※4 避難所補助者とは、市から指名された職員。

11 帳簿類の整備

避難所における収容状況及び物品の受払いを明確にするため次の帳簿を備えておくものとする。

(1) 避難所収容台帳

避難所収容台帳					〇〇避難所	
責任者 認 印	月 日	収容人員	物品使用状況		事 項	備 考
			品 名	数 量		

- (注) ア 「収容人員」欄は当日の最高収容人員を記入、収容人員の増減経過は、「事項」欄に記入すること。
- イ 「物品使用状況」欄は、開設期間中に使用した品名・数量を記入すること。
- ウ 他市町村の住民を収容したときは、その住所、収容期間を「備考」欄に記入すること。

（2）避難所用品受払簿

避難所用品受払簿					帯広市
月 日	摘 要	受	払	残	備 考

- （注）ア 「摘要」欄に購入先、受入先又は払出先を記入すること。
 イ 「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入する。
 ウ 最終行欄に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

（3）避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況台帳						帯広市
避難所名	所在地	開設期間	実人員	延人員	開設日	備 考
計						

12 道（十勝総合振興局）に対する報告

- （1）避難指示を市長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに十勝総合振興局長に報告するものとする。（市長以外の者が発令したときは、市長を経由して報告すること。）
- ア 発令者
 - イ 発令理由
 - ウ 発令日時
 - エ 避難の対象区域
 - オ 避難先
- （2）避難所を開設したときは、十勝総合振興局長に次の事項を報告するものとする。
- ア 避難所開設の日時、場所及び施設名
 - イ 収容状況、収容人員
 - ウ 炊き出し等の状況
 - エ 開設期間の見込み
- （3）避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を十勝総合振興局長に報告する。

13 機関への連絡

- （1）警察署に連絡し、協力を得ること。
- （2）避難所として利用する施設の管理者に対し、至急連絡をとり協力を求めること。
- （3）指定の避場所には、速やかに職員を派遣し、避難者の指示、誘導等にあたること。

14 警戒区域の設定

（1）設定の基準（基本法第63条）

ア 市長は、災害時において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。

イ 警察官は、市長（権限の委任を受けた市職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。

この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。

ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。

（2）規制の内容及び実施方法

ア 市長等は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずることとする。

イ 市長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

（3）知事による代行（基本法第73条）

知事（十勝総合振興局長）は、災害時、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定することとする。

15 広域避難

（1）広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

（2）道内における広域避難

市は、道内の他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

（3）道外への広域避難

ア 市は、他の都道府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 道は、市から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

ウ 道は、市からの求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 市は、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、アによらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

（4）避難者の受入れ

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

（5）関係機関の連携

ア 道、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するように努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

（ア）広域避難を行うべき場合やその対象者の整理

- (イ) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
 - (ウ) バスなど被災者の移送手段の確保
 - (エ) 広域避難についての被災者の意向の把握
 - (オ) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
 - (カ) 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
 - (キ) 広域避難先での継続的な支援
- イ 市は、広域避難の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。
- ウ 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

16 広域一時滞在

(1) 道内の市町村への一時的な滞在

ア 市長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、道内の他の市町村長に被災住民の受け入れについて協議を行うものとする。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ 市長は、道内広域一時滞在中の協議をしようとするときは、あらかじめ十勝総合振興局長を通じて知事に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

エ 市長は、道内広域一時滞在中の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

オ 知事は、上記アに基づく市からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在中が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記イからエにより市又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。

カ 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在中の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長に事務の引き継ぎを行うものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。

(2) 道内の市町村の一時的な滞在

ア 市長は、協議先道内市町村長又は知事より、道内広域一時滞在中の協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受け入れ決定をしたときは、直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。

なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

- イ 市長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。
- (3) 広域一時滞在避難者への対応
- 市は、広域一時滞在より居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。
- (4) 関係機関の連携
- ア 道、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。
- この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。
- (ア) 広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理
- (イ) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
- (ウ) バスなど被災者の移送手段の確保
- (エ) 広域一時滞在についての被災者の意向の把握
- (オ) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
- (カ) 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
- (キ) 広域一時滞在先での継続的な支援
- イ 市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。
- ウ 道、市及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。
- (5) 内閣総理大臣による協議等の代行
- 内閣総理大臣は、災害の発生により市及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、市長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第6節 救助救出計画

災害によって生命、身体が危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次に定めるところによる。

なお、市をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施するものとする。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

1 実施責任

(1) 北海道警察

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

(2) 北海道

道は、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

特に、要救助者に関する情報については、道が集約し、救助救出活動を実施する機関等に情報提供するとともに、必要に応じて救助救出活動に関する総合的な調整を行う。

また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

(3) 帯広市及び消防機関

市（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）及び消防機関は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社の救護所に収容する。

また、市は、他の市町村等の応援が必要と判断した場合には、当該市町村、北海道等の協力を求める。

2 救助救出を必要とする場合

災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態の者とし、おおむね次に該当する場合とする。

(1) 火災の際、火中に取り残された場合

(2) 台風等により倒壊家屋の下敷きになった場合

(3) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立した場合

(4) 山崩れ、地すべり等により生き埋めになった場合又は列車、自動車等の大事故が発生した場合

(5) その他の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

3 救助救出活動

(1) 被災地域における救助救出活動

市及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

（2）災害対策現地本部

本部長は、早急な諸対策等を行うため必要と認めたときは、第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、災害発地域に災害対策現地本部を設置する。

第7節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備に関する北海道警察の諸活動についての計画は、次に定めるところによる。

1 警察活動の任務

災害時における警察活動は、次に掲げる事項を主な任務として行うものとする。

- (1) 情報の収集及び報告
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救助救出
- (4) 危険地域における住民の避難活動
- (5) 避難誘導及び緊急交通路のための交通確保
- (6) 予報及び警報の伝達
- (7) 被害の拡大防止
- (8) 行方不明者の捜索及び死体の検視
- (9) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒
- (10) 危険物に対する保安対策
- (11) 不法事案の予防及び取締り
- (12) 広報活動
- (13) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務に対する協力

2 災害警備本部の設置

非常体制が発令された場合、又は帯広警察署長が自ら警戒体制をとった場合は、予想される災害の規模、態様に応じて災害警備本部を設置するものとする。

3 災害時の警察活動

災害に際し、関係機関との連携の下で災害警備に関する警察活動を行う。

(1) 被害状況の収集方法

災害時の初期的段階における被害情報の収集方法は、現場警察官からの報告、被災者及び他関係機関からの通報のほか、警察職員の警察署等への参集途中における被害状況の報告等、あらゆる方法により収集する。

また、被害状況を集約した情報については、直ちに関係機関に連絡するとともに、救助救出、交通規制等の災害警備諸対策に活用する。

(2) 警備体制の確立

災害の発生が執務時間内の場合は、災害の規模及び被害状況に応じた警備体制を早期に確立して対応することとし、執務時間外の場合は、当直体制で対応し、参集人員に応じて必要な部隊を順次編成して対処する。

また、帯広警察署だけでは対処できないような大規模な災害時は、北海道警察釧路方面本部へ応援部隊の派遣を要請し、警備体制を確保する。

(3) 避難誘導

警察官は避難誘導にあたって、市、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、避難した地域に対しては、状況の許す限り警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護、その他犯罪の予防に努める。

（4）交通の確保規制

- ア 道路の被害、危険及び障害箇所等の交通情報を道路管理者等から幅広く収集し、迂回路の設定、通行禁止等の交通規制を行うことができる。
- イ 緊急交通路が指定された場合は、広範囲な交通規制を行い、原則として緊急交通車両以外の通行を禁止し、又は制限することができる。
- ウ 緊急交通路に放置された車両、その他の物件の措置については、災害対策基本法に基づき撤去することができる。

第8節 交通応急対策計画

災害時における道路及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通応急対策は、次に定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

(1) 北海道公安委員会(北海道警察)

ア 災害時において、道路(高速道路を含む。)における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

エ 通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行を確保するための区間(以下「指定道路区間」という。)の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

(2) 東京航空局帯広空港出張所

ア 航空機に対し、運航に影響を与える災害情報を提供するとともに、空港基本施設及び保安施設の損壊等により航空機の運航に危険がある場合には、必要に応じ空港の使用を禁止又は制限するほか、飛行計画、飛行経路等の調整を行うものとする。

イ 緊急輸送に従事する航空機の運航を優先する。

(3) 北海道開発局

ア 一般国道(指定区間内)の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要があると認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図るものとする。

イ 北海道開発局長は、道路管理者である北海道及び市に対し、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとることを指示することができる。

(4) 北海道

ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

また、交通の危険を防止するため、必要があると認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努めるものとする。

イ 北海道知事は、道路管理者である市に対し、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとることを指示することができる。

(5) 帯広市（道路班）及びとかち広域消防局

ア 市が管理している道路で災害時は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努めるものとする。

イ 消防吏員は、警察官がその場にいない場合において、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(6) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

ア 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。

イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。

ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

(7) 社団法人北海道警備業協会

社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、知事と締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行うものとする。

(8) 道路管理者

災害時において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとることができる。

ア 当該指定した道路の区間(指定道路区間)内に在るものに対し、当該指定道路区間を周知する。

イ 当該措置がやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(ア) 移動等を命ぜられた車両その他の物件の所有者等が、当該措置をとらない場合。

(イ) 移動等を命ぜられた車両その他の物件の所有者等が現場にいないため、措置を命じることができない場合。

(ウ) 道路の状況その他の事情により、車両その他の物件の所有者等に移動等の措置をとらせることができないと認めて所有者等に命令をしないこととした場合。

ウ 当該措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又はその他の障害物を処分することができる。

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害時、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

- ア 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間
 - イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
 - ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無
- (2) 交通規制の実施
- 道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。
- ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
 - イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。
- (3) 関係機関との連携
- 道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図るものとする。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 通知
- 北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知しなければならない。
- なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知しなければならない。
- (2) 緊急通行車両の確認手続
- ア 振興局長又は警察署長は、車両の使用者等の申出により、当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。
 - イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、振興局又は警察署及び交通検問所で行うものとする。

 - ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させるものとする。

 - エ 緊急通行車両

(ア) 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で、次の事項について行うものとする。

 - a 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
 - b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - h 緊急輸送の確保に関する事項
 - i その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使われる車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

オ 発災前確認手続の普及等

道、市及び地方行政機関は、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続きを積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認めるものとする。

ア 確認手続

(ア) 警察署長は、車両の使用者等の申出により、当該車両が規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

(イ) 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察署及び交通検問所で行う。

(ウ) 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

イ 規制対象除外車両等

(ア) 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

(イ) 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

(ウ) 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

(エ) 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。

- a 道路維持作業用自動車
- b 通学通園バス
- c 郵便物の収集又は配達のため使用する車両
- d 電報の配達のため使用する車両
- e 廃棄物の収集に使用する車両
- f 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両
- g その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

(1) 計画内容

ア 対象地域

道内全域

イ 対象道路

既設道路及び概ね令和7年度までに供用予定の道路を対象とすることを基本とする。河川管理用道路、臨港道路等、道路法上の道路以外の道路についても必要に応じ計画に含めることとする。

(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は11,371 kmに上っている。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路
〈道路延長 7,245 km〉

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路
〈道路延長 3,831 km〉

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路 〈道路延長 295 km〉

第9節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期するため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、市は緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き、車両の手配及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるとともに、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

また、災害時には、道は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、協定等に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送手段を含めた体制を確保するものとする。

その際、市は災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 実施責任者

市長（総務部総務班：総務部）

災害救助法が適用された場合は、知事の委任により市長が行うものとする。

2 輸送の方法

緊急輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、次の各輸送のうち、迅速、確実に最も適当な方法によるものとする。

(1) 道路輸送

ア 道路の状況

市内における交通道路の状況を把握し、路線の安全確保を図るものとする。

イ 市における車両等の確保

市が所有する車両は、総務部長が必要と認める数の車両を待機させ、使用するものとする。

ウ 市有以外の車両等の確保

総務部長は、災害の規模等により、市有車両等のみでは輸送を実施することができないと認めるときは、必要な車両を確保するため、他の機関又は、民間車両の借上げを行うとともに、必要に応じ帯広陸運支局を通じ、十勝地区トラック協会に対し緊急輸送の応援要請を行うものとする。

また、災害の状況や被災者に対する支援内容により、帯広市と物資輸送等に関する協定を締結している赤帽帯広軽自動車運送協同組合、ヤマト運輸株式会社及び一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワークに対し、必要な車両、及び要員の提供を要請するものとする。

エ 燃料の調達

燃料の調達は、「災害時における石油類等の優先供給に関する協定」を締結している帯広地方石油業協同組合加入の市内主要ガソリンスタンドより供給を受けるものとする。

(2) 空中輸送

交通が途絶し、緊急に輸送の必要が生じたときは、市長は、知事（危機対策課防災航空室）に対し、北海道消防防災ヘリコプターの緊急運航を、又は十勝総合振興局を通じて、自衛隊所管の航空機の派遣を要請するものとする。

なお、派遣要請の業務は総務部総務班が行う。

ア 物資投下可能地点

各避難所として指定する各小、中学校の校庭とし、その都度定める。

イ ヘリコプター離着陸可能地点

(ア) ヘリコプター着陸地点の具備すべき条件

資料編の資料2のとおり

(イ) ヘリコプター着陸可能地点は原則として次に定める地点とする。

ヘリコプター離着陸可能地点

所 在	名 称	着陸場所の面積
西14条南8丁目	帯広競馬場	23,000㎡
緑ヶ丘	緑ヶ丘公園多目的広場	20,686㎡

3 輸送の範囲

- (1) 罹災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 罹災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他本部が行う輸送

4 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

5 緊急輸送業務に従事する車両の表示

災害対策基本法第76条に基づき一般車両の交通が規制された場合には、市長及び防災関係機関は、災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として、知事又は公安委員会に申し出て、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

- (1) 標章（様式1）
- (2) 緊急通行車両確認証明書（様式2）

様式1



備考

- 1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年月日を表示する部分を白色、字を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はcmとする。

様式2

第 号 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 北海道知事 ⑩ 公安委員会 ⑩	
番号票に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使用者	住 所
	氏 名
運行日時	
運行経路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

備考 用紙は、日本工業規格A5とする

6 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

(1) 輸送記録簿（様式1）

様式1

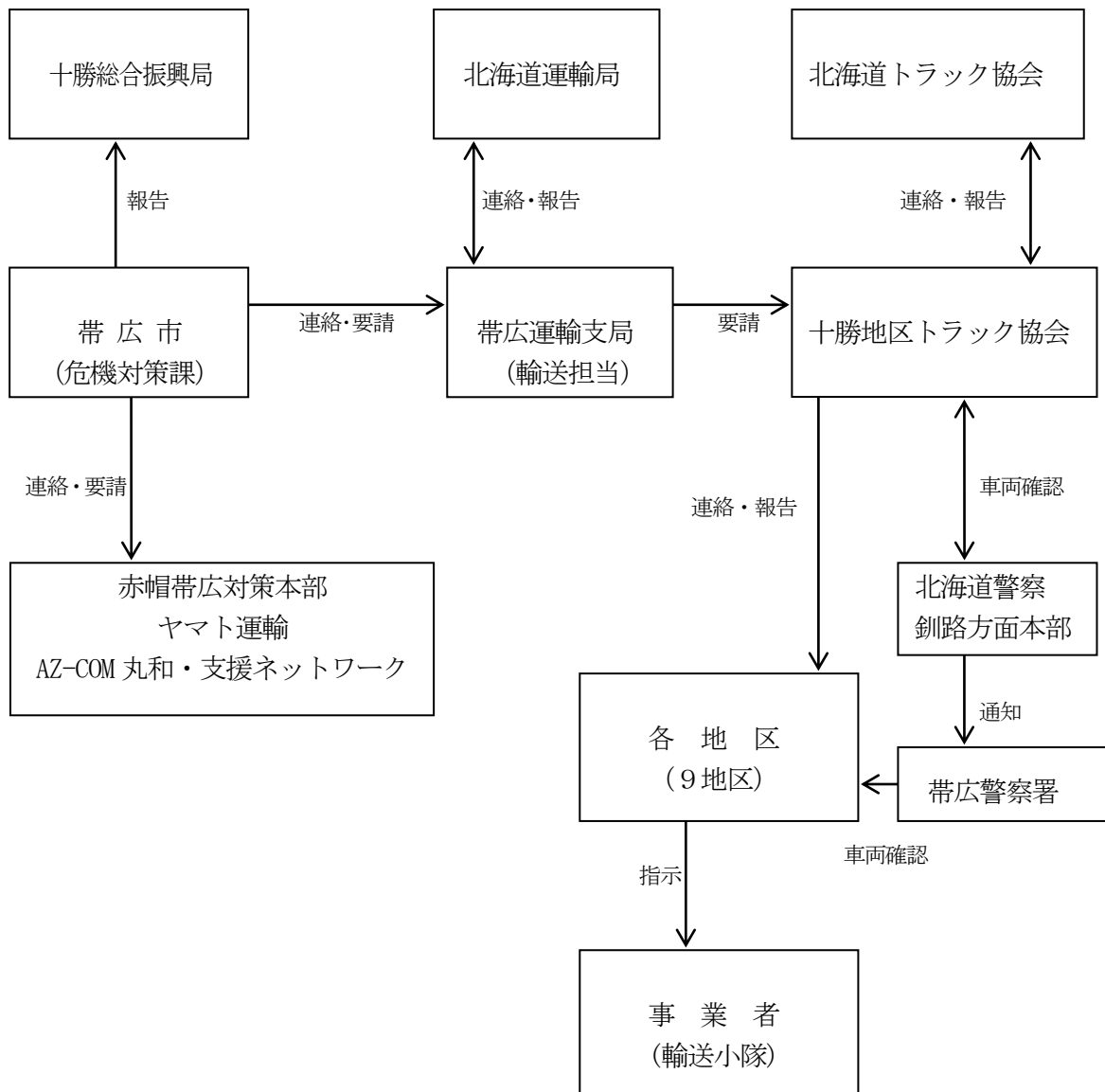
輸 送 記 録 簿

輸送 月 日	目 的	輸送 区 間 (距離)	借上等			修繕				燃 料 費 (円)	実 支 出 額 (円)	備 考	
			使用車両		金 額 (円)	故障車両等		修 繕 月 日	修 繕 費 (円)				故 障 の 概 要
			種 類	台 数		名 称 番 号	所 有 者 氏 名						
合 計													

- (注) 1 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

7 緊急輸送要請体制

(1) 要請伝達系統



(2) 要請内容

- ア 災害の状況及び応援を要する理由
- イ 応援を必要とする車両の種類、大きさ、車両数、人員
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする機関及び活動
- オ 連絡責任者及び現場責任者

(3) 輸送体制

- ア 十勝地区トラック協会の輸送体制、隊編成等は、同協会作成の「緊急救援輸送業務実施要綱」による。

（ア）緊急救援輸送の要請を受けた場合の措置

北海道本部又は自治体等から緊急救援輸送の要請を受けた場合は、地方本部は機を失せず、次の措置を講じ緊急救援輸送を開始するものとする。

- a 受領報告及び対策室に対する指示
- b 班輸送隊の編成
- c 緊急救援輸送車両の確認申請等
- d 現地事務所の開設
- e 輸送終了報告

イ 赤帽帯広軽自動車運送協同組合の輸送体制、隊編成等は、赤帽帯広災害対策本部の作成した「赤帽災害時緊急輸送体制」による。

（ア）緊急救援輸送の要請を受けた場合の措置

帯広市災害対策本部から緊急救援輸送の要請を受けた場合、赤帽帯広災害対策本部は、緊急救援輸送を開始するものとする。

第10節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等の食料の確保、並びに供給方法等に関する食料供給計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任

帯広市（市民福祉部第1救護班）（学校教育部調理場班）は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食料等の配給及び給付対策を実施するものとする。

2 食料の供給

市長は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、市において調達が困難な場合は、その確保について十勝総合振興局長を通じ知事に要請するものとする。

3 食料輸送計画

食料の輸送は、本章第9節の「輸送計画」の定めるところによるほか、帯広市と物資輸送等に関する協定を締結している赤帽帯広軽自動車運送協同組合、ヤマト運輸株式会社及び一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワークに対して協力を要請し、輸送車両及び要員の確保を図るものとする。

4 応急供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が被災して炊事のできない者
- (3) 住家が被災して一時的に市内の縁故先に避難する者
- (4) 旅行者等で、食料を得る手段のない者
- (5) 災害地において応急作業に従事している者

5 食料の備蓄及び調達

災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間については、帯広市が備蓄する非常用食料により供給を行うものとする。

被災者の数が増大し、備蓄食料による供給では対応できない場合は、帯広市と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び市内の業者に協力を要請し、数量の確保を行うものとする。

また、炊き出し等に必要な食料を確保できないときは道東六市防災協定、北海道及び市町村相互応援協定に基づく要請、及び十勝総合振興局を通じ、必要な物資の提供、斡旋を要請するものとする。

また、乳児食については、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し、支給するものとする。

6 米飯の炊き出し

- (1) 炊き出し及びその供与は、市民福祉部が行う。
- (2) 炊き出し施設は、原則として次の施設を利用するものとするが、不足する場合又は同施設が災害等で使用不能の場合は、仕出し業者、飲食店、旅館等の協力を得て実施するものとする。

- (3) 必要に応じて、帯広市赤十字奉仕団、市民団体、町内会、自衛隊等の協力・応援を求め、避難場所又はその近くの適当な場所を選定して実施する。

《炊き出し施設の状況》

施設名	所在地	調理能力	電話番号
学校給食センター	帯広市南町南8線42番地3	1回 14,000食	49-1900
帯広市役所食堂	帯広市西5条南7丁目1	1日 2,000食	24-4111

7 給食の実施

- (1) 被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。
 (2) 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配付する。
 (3) 食料の配付については、町内会、防災組織等の協力により、公平かつ円滑に実施する。

8 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

9 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

炊 出 し 給 与 状 況

炊出し場の名称	月 日			月 日			月 日			3日間小計			4日以降小計			合計	実支出額	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
合計																		

第11節 給水計画

災害によって広域的断水が発生した時には、市民に対し生活に必要な飲料水をできるだけ公平に供給することが重要である。市民が飲料水に対する不安感から混乱することが予想され、このことが応急給水活動時の大きな障害となることが想定される。

そのために、市民に対し十分な広報活動を行い、理解と協力を元に官民一体となった活動を実施する。なお、給水計画は、帯広市上下水道事業災害対策計画の災害応急対策計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 帯広市（上下水道部）

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

ア 個人備蓄の推進

市は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

イ 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽と配水池の貯留水を主体として給水するものとする。

ウ 給水資機材の確保

市は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

エ 協定による給水

災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。

(2) 北海道

市の水道施設等が被災し、広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て、応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の斡旋、給水開始の指導を行う。

2 給水対象者

災害のため飲料水を得ることができない者

3 応急給水に伴う用語の定義

(1) 常設拠点給水

緊急貯水槽に臨時の給水栓を設置し、被災者に給水する方法をいう。

(2) 常設拠点給水箇所

上記の方法で給水する場所をいう。

(3) 運搬給水

避難所等へ水を運搬して被災者に給水する方法をいう。

(4) 運搬給水箇所

上記の方法で給水する場所をいう。

（5）運搬給水基地

運搬給水のための水を積み込む場所をいう。（稲田浄水場、南町配水場）

4 目標応急給水量（1人1日給水量）

災害時においても、可能な限り多くの水を供給することが望まれるが、水道施設の被害状況、及び応急給水体制により供給量は限定される。また、時間の経過とともに混乱の鎮静化及び都市機能の回復に伴い、市民の要求量は増加する。このため、動員可能な人員による体制で最も効率的な応急給水体制時の目標給水量を次表のように設定する。

表－1 目標応急給水量の設定表

1	発災後3日間 3 $\frac{1}{2}$ リットル/人日	この期間は混乱しており、当面の飲料水を常設拠点給水（緊急貯水槽）及び運搬給水により対応する。
2	発災後4～10日 20 $\frac{1}{2}$ リットル/人日	混乱期も鎮静化し、市民も飲料水だけでなく生活用水を求める。配水本管及び支管の復旧により断水人口が減少するため、20 $\frac{1}{2}$ リットル/人日を目標に行う。
3	発災後11日以降 100 $\frac{1}{2}$ リットル/人日	配水小管の復旧により、給水管被災家屋を除き通常給水に復帰する。

5 応急給水活動

応急給水の方法は、動員可能な人員、車両数を考慮し、次の順位を基本とする。

表－2 応急給水方法

順位	方法	備考
1	常設拠点給水	緊急貯水槽（80～100 m^3 ）
2	運搬給水	

※1について

常設拠点給水箇所への臨時の給水栓の設置及び管理は給水班が実施する。

なお、緊急貯水槽については、設置のみ給水班が行い、その後の管理は避難所にいるリーダーに依頼することとする。

表-3 応急給水計画表

○は実施 △は必要に応じて実施

想定による日程区分		混乱期・一時復旧期		二次復興期	復興期	備 考	
想定・計画項目		1日	2～3日	4～10日	11日以降		
1人1日の確保数量		3リットル	3リットル	20リットル	100リットル		
市民の活動		火災及び家屋の倒壊等の被災者は避難所に行く	被災者は避難所生活		一部市民は、避難所にいるが市内はほぼ正常化		
帯広市の活動	上下水道施設の被害状況 (応急復旧の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 送水管破損により一部送水停止 配水本管破損により広域断水 基幹施設、配水本管支管の被害調査 配水本管、支管の復旧開始 	<ul style="list-style-type: none"> 送水開始 配水本管通水 配水本管復旧工事 	<ul style="list-style-type: none"> 配水支管復旧 給水装置の復旧開始 			
	応急給水活動 応急給水活動の方針	<ul style="list-style-type: none"> 給水区域の断水状況 上下水道部災害対策部設置 常設拠点給水箇所で給水 運搬給水体制の確立及び開始 	<ul style="list-style-type: none"> 常設拠点給水箇所での給水 運搬給水 一部各戸給水開始 	<ul style="list-style-type: none"> 運搬給水 一部を除いて各戸給水 	正常給水に復興		
応急給水	常設拠点給水箇所	緊急貯水槽	○	○	△	設置のみ給水班	
	運搬給水	運搬給水（避難所）	△	○	△	給水班もしくは応援部隊	
		機 関 医 療	救急指定病院	○	○	○	給水班
			その他の病院	○	○	○	給水班
	福 祉 施 設	○	○	○	給水班		
各 戸 給 水			△	△	○		

6 運搬給水計画

(1) 運搬給水の方針

運搬給水は、各地域を受け持つ配水池等貯水施設を運搬給水の基地として選定し、受け持ち地域の給水拠点に運搬し給水する。

運搬給水の基地においては、対策部との連絡を担当するとともに協力事業者への積み込み、運搬先、運搬回数の指示等の応急給水に係る活動の統制を実施する。

避難所への運搬給水については、給水班もしくは日本水道協会北海道地方支部および自衛隊の応援により実施することとする。

職員は、医療機関、福祉施設、災害対策関係機関、独居老人世帯等からの要請に対する運搬給水を行なうこととする。この場合、必要に応じて業者から車両及び運転手を借り上げ、実施することとする。

なお、医療機関、福祉施設等の優先施設のうち、病床数10以上で受水槽のない施設を第一優先施設、病床数10以上で受水槽のある施設を第二優先施設として、運搬給水を実施することとする。

(2) 運搬給水用機材の備蓄計画

運搬給水用機材は、応急給水が迅速に実施できるよう必要量を備蓄するものとする。

現在の備蓄内容は、次のとおりである。（備蓄場所：稲田浄水場）

機材名	形状・規格	数量	備考
給水タンク	2 m ³	5基	
〃	1 m ³	1基	
組み立て式コンテナ	1 m ³	30基	
応急給水栓		20基	
テント	3号 (2.7×4.5)	4張	
ジェットヒーター	100V、HR120D	4台	
発電機	100V、9.0A	4台	
給水タンク車	加圧ポンプ付 1.5 m ³	1台	
給水タンク車	加圧ポンプ付 3.1 m ³	1台	

なお、備蓄にあたっては、必要となる機材を計画的に備蓄するものとする。

7 応援の要請

市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

第12節 上下水道施設対策計画

災害に伴い上下水道施設が被災し、供給等が停止した場合は、市民生活そのものを麻痺と混乱に陥れ、事態として社会経済活動に極めて大きな影響を与えるため、災害時における上下水道施設の復旧および飲料水の確保に対処する動員体制、情報連絡体制を確立し、被害の軽減と速やかな応急対策を実施するための計画は、次に定めるところによる。

なお、各施設においても、それぞれ独自の応急対策に関する計画を定めるものとする。

1 実施責任

上下水道施設対策は、帯広市（上下水道部）が実施する。

2 非常態勢

（1）上下水道対策部の設置

災害又は施設の異常等により水道施設に被害が発生し、給水に関し市民生活に大きな影響を及ぼすような事態が発生し、又は発生が予想される場合は、帯広市上下水道事業災害対策計画に基づき、「上下水道部災害対策部」を設置する。

（2）動員の発令

部長は、災害応急措置を講ずるため必要と認めるときは、帯広市上下水道事業災害対策計画の上下水道部災害対策部の非常配備態勢に基づき第1種非常配備態勢、第2種非常配備態勢、第3種非常配備態勢の動員を発令する。

ただし、災害の種類、規模、発生時期等によって特に必要と認めるときは、配備態勢と異なる発令をすることができる。

（3）所掌事務

部長は、災害応急措置を講ずるため必要と認めるときは、帯広市上下水道事業災害対策計画に基づき、上下水道部災害対策部の編成および所掌事務に基づく班の編成並びに所掌事務を発令することができる。

3 上水道施設

（1）初期対策

災害発生初期における施設の操作、点検、被害状況調査等の実施は、次により行うものとする。

ア 施設の運転停止

次の場合は、水道技術管理者の指示により、水道施設班長は施設の運転を停止する。水道施設班長はその内容を対策部長に報告する。

- （ア）停電により運転の継続が不可能と判断される場合
- （イ）薬品の漏洩等により運転の継続が不可能と判断される場合
- （ウ）送水管、配水幹線の機能の停止により二次災害の発生するおそれがある場合
- （エ）浄水場内最低確保水量を維持できない場合
- （オ）配水池最低水位を維持できない場合

なお、運転停止については、迅速かつ的確に判断できるように、別途運転停止条件の細目を定めるものとする。

イ 施設の調査点検

あらかじめ作成した施設の調査点検要領に基づき行うとともに、次の事項について状況確認を行うものとする。

- (ア) 取水及び配水量等の状況確認
- (イ) 電力の受電状況及び運転状況確認
- (ウ) 危険物等火災発生の原因となる物件類の状況確認

ウ 応急対策

災害により応急対策を必要とする異常事態が発生したときは、施設修繕班において、被害を未然に防止又は被害の拡大を防ぐため、水道施設の構造、流速、水位及び水質の状態を考慮し、可能な限り最も適切な方法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施するものとする。

エ 被害状況調査報告

- (ア) 被害状況を調査収集した職員は、写真撮影し、水道施設被害調査票により施設修繕班長に提出し、対策副部長に報告するものとする。
- (イ) 対策副部長は、被害調査整理簿(以下「整理簿」という。)及び被害状況集計報告書(以下「報告書」という。)を作成し、対策部長に報告するものとする。
なお、総務班は緊急を要する場合や被害状況に応じて、整理簿及び報告書の作成を補助するものとする。

(2) 災害復旧作業

- ア 災害復旧の手順は、原則として水源から順次給水に至るまでの水の流れに従って被害箇所を復旧するよう計画するものとする。
管路の被害が大きく広範囲に断水している場合は、幹線管路を修理復旧した後、避難所・避難場所や医療施設に通じる管路を優先的に復旧するものとする。
- イ 対策副部長は、各班及び関係機関の被害状況を集約・分析し、水道施設の全般的な復旧基本計画を作成して、対策部長の決定を受けるものとする。
- ウ 施設修繕班は、復旧基本計画に基づき、復旧実施計画を策定し、災害復旧工事を実施するものとする。
- エ 管理者は復旧作業が速やかに実施できるよう、あらかじめ必要な関係機関及び業者等と災害時における復旧作業の協力に関する契約又は協定を締結しておくものとする。
なお、協力その他に関する必要事項は、次のとおりである。
 - (ア) 復旧工事に必要な機械器具類に関すること。
 - (イ) 復旧工事の技術者及び労働者に関すること。
 - (ウ) 緊急連絡に関すること。
 - (エ) その他協力・要請に関する必要な事項
- オ 復旧作業にあたって、資機材等を関係機関及び業者等から調達する場合は、上下水道部災害対策部の編成及び所掌事務に基づく担当班が調達するものとし、別に定める物品調達記録書に記録しなければならない。
- カ 復旧作業の記録は工事作業日報に記録し、班長に報告し、対策副部長に提出するものとする。対策副部長は、工事作業日報に基づき災害復旧状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。
- キ 復旧作業の記録写真は、工事場所、年月日等を記載した黒板を用い撮影するものとする。
- ク 災害復旧時における水質検査の結果は、水質検査結果報告書に記録し、対策部長に報告するものとする。

(3) 応急給水

- ア 災害により応急給水を必要とする事態が発生した場合は、給水班において行うものとする。
- イ 対策副部長は、応急給水基本計画書を作成し、対策部長の決定を受けるものとする。

- ウ 給水班は、応急給水基本計画書に基づきその実施計画書を策定するものとする。
- エ 給水計画書は、水道施設の被害状況、施設の給水能力、応急復旧の進捗状況等を総合的に判断し、効率的な計画を立てるとともに、復旧状況に応じて段階的に対応を変化させるものとする。
- オ 応援事業者等による応急給水が迅速に行えるよう、給水方法、運搬給水の取水基地となる水道施設、応急給水拠点、運搬経路などを指定した応急給水計画をあらかじめ定めるものとする。
- カ 給水班は、応急給水状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。

(4) 災害復旧に係る予算及び措置

災害復旧に係る予算及び措置については、対策部長及び対策副部長と協議をし、総務班長がその事務手続きに必要な書類を作成しなければならない。

(5) 応援体制

災害に際して必要な応急対策を実施するため、関係機関及び自衛隊への応援派遣要請は、総務班が次により行うものとする。

ア 関係機関への派遣要請手続

日本水道協会道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定書(平成11年3月5日締結)に基づき、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会区長に応援派遣を要請するものとする。

応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、様式により速やかに、要請先まで提出する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (ウ) 必要とする職員の職種別人員
- (エ) 応援場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援の期間
- (カ) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

イ 自衛隊への派遣要請手続

(ア) 派遣要請基準

災害に際して、応急対策の実施が上下水道部の組織を動員、あるいはその他の手段をもってしても不可能又は困難であり、自衛隊の派遣が必要であると認められる場合とする。

(イ) 派遣要請要領

管理者は、自衛隊の派遣の必要があると判断される場合には、派遣要請書を市長に提出するものとする。口頭又は電話等により要請した場合は、事後、速やかに派遣要請書を提出するものとする。

(ウ) 派遣要請書の記載事項

- a 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする理由
- b 派遣を必要とする期間
- c 派遣を希望する人員、車両等の概数
- d 派遣を希望する区域及び活動内容
- e 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

(エ) 自衛隊受入に関し留意すべき事項

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して、派遣部隊の任務が十分に達成できるように努めるものとする。

- a 派遣を要請した現地には、必ず責任者を立会させ、作業に支障を来たさないよう自衛隊現地指揮官と協議決定すること。
- b 応急復旧に必要な資機材等については、上下水道部で準備し、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう留意すること。
- c 自衛隊の活動に対して、付近住民が積極的に協力できるよう配慮すること。

(オ) 撤収要請

管理者は、災害による応急対策が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、速やかに市長に自衛隊撤収要請の連絡を行うものとする。

ウ 応援受け入れ体制

災害時における応急給水作業、応急復旧作業等を迅速かつ適切に遂行するため、日本水道協会道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定書（平成11年3月5日締結）に基づき、次の事項について留意し、速やかに応援受け入れ体制を確立するものとする。

- (ア) 応援隊の基地及び宿泊施設の確保
- (イ) 応援活動用資機材の倉出し
- (ウ) 指揮者、誘導者等職員の配備
- (エ) 応援隊の作業及び役割分担
- (オ) 応援期間及び経費その他協議を必要とする事項

エ 相互応援体制

日本水道協会道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定書(平成11年3月5日締結)に基づき応援活動を行うものとする。

(6) 安全衛生並びに救急措置

災害発生後の職員の安全確保及び負傷者の救出、救護等に関する事項は、次のとおりとする。

- ア 職員の安全確保並びに負傷者の救出及び救護は、総務班が中心となって連絡調整を行うものとする。
- イ 救急用品は、庁舎事務所及び浄水場内に常備し、設置場所を明示しなければならない。
- ウ 負傷者は、救急用品により応急処置を行った後、症状に応じ医療施設に搬送するものとする。
- エ 庁舎事務所及び浄水場において救急処置の補助者を定め、年一回程度の救急措置の訓練を実施するものとする。

(7) 広報

総務班は水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活給水に関する不安解消に努めるものとする。

4 下水道施設

下水道施設の災害による被害に対しては、下水道施設班長は雨汚水の流下に支障のないよう応急措置を講じ、処理機能の低下が起きないように万全を期することとする。

(1) 活動態勢

- ア 非常配備態勢に基づき、職員を配置し、被害調査、復旧対策を実施するものとする。
- イ 処理場及び個別排水処理施設にあつては、委託業者及び市民からの報告を基に、非常配備編成連絡網により緊急配備態勢をとるものとする。

(2) 応急復旧対策

- ア 被害調査

（ア）管渠

下水道管渠は、管渠の流下状況やマンホールポンプ室・伏越室等の工作物の被害調査を速やかに行い、二次災害や排水機能の低下防止に努めるものとする。

（イ）処理場

処理場施設は、中央監視室での中央点検（監視画面等）を行うとともに、必要に応じ、場内点検を実施し対応するものとする。

また、清川下水処理場は、施設管理者と連携し、被災状況、流入水量等の異変の把握、流入制限等実施の有無を確認するものとする。

（ウ）個別排水処理施設（合併処理浄化槽）

個別排水処理施設については、各保守点検委託業者と連携し、被災状況を確認するものとする。

イ 応急対策

（ア）管渠

汚水・雨水の流下に支障のないよう迅速に応急処置を講ずるとともに、本復旧の方針をたてるものとする。

下水道幹線の復旧計画は、被害状況（場所・程度）に応じて、応急措置をとるか本復旧とするかを適宜判断し計画するものとする。

また、下水道枝線は、原則本復旧を前提とした復旧方針をたてるものとする。

（イ）帯広川下水終末処理場

停電などにより処理場の機能が停止した場合は、自家発電機による運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起らないよう対応するものとする。

また、処理場施設の復旧計画は、被害状況に応じて、応急措置をとるか本復旧とするかを適宜判断し復旧方針をたてるものとする。

（ウ）清川下水処理場

停電などにより処理場の機能が停止した場合は、自家発電機による運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起らないよう対応するものとする。

また、処理場施設の復旧計画は、被害状況に応じて、応急措置をとるか本復旧とするかを適宜判断し、復旧方針をたてるものとする。

（エ）個別排水処理施設（合併処理浄化槽）

停電などにより浄化槽の機能が停止した場合は、個々の浄化槽の状況を把握し、運転が必要な場合には自家発電機の確保及び運転により対応し、機能停止による排水不能の事態が起らないように対応するものとする。

また、浄化槽の復旧計画は、被害状況に応じて、応急措置をとるか、本復旧とするかを適宜判断し、復旧方針をたてるものとする。

（オ）復旧計画

① 対策副部長は、下水道施設班及び関係機関の被害状況を集約・分析し、下水道施設の全般的な復旧基本計画を作成して、対策部長の決定を受けるものとする。

② 下水道施設班は、復旧基本計画に基づき復旧実施計画を策定し、災害復旧工事を実施するものとする。

③ 下水道の復旧は、市をはじめとして民間企業の協力を得て、できるだけ速やかに現状に復旧するものとする。

（3）広報

総務班は、下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。

5 上下水道一体での対応

水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の復旧の考え方を整理しておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。

第13節 衣料・生活必需物資供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品、生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を確保するための計画は次に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、市長（市民福祉部第1及び第2救護班）（総務部管財班）が行うものとし、物資の調達に困難なときは、知事に斡旋及び調達を要請するものとする。
- (2) 救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により実施する。

2 物資供給の対象者

- (1) 災害により住家が全焼、半焼、全壊、半壊等の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者
- (2) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 調達の方法

- (1) 物資調達の方法

市民福祉部は世帯構成員別被害状況を把握のうえ、備蓄配分計画を樹立し、総務部管財班がこの配分計画に基づき購入するものとする。
- (2) 給与又は貸与物資の種類
 - ア 寝 具（布団、毛布、タオルケット等）
 - イ 外 衣（洋服、作業服、子供服）
 - ウ 肌 着（シャツ、パンツ等）
 - エ 身 廻 品（タオル、手拭、靴下、傘等）
 - オ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
 - カ 食 器（茶碗、皿、箸等）
 - キ 日 用 品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等）
 - ク 光熱材料（マッチ、ローソク等）
 - ケ その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの
- (3) 備蓄・調達方法
 - ア 必要な物資については、調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量を、市において備蓄保管するものとする。
 - イ 日本赤十字社北海道支部帯広地区は、毛布及び日用品セットを備蓄するとともに、より必要なときは日本赤十字社北海道支部長に要請するものとする。
 - ウ その他調達にあたっては、あらかじめ市内の業者と協議し、緊急時に速やかなる対応が可能となるよう、調達先を定め、災害に備えるものとする。
 - エ 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）に対する生活必需品の調達については、十分に配慮するものとし、社会福祉施設に対しては、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発するものとする。

4 給与又は貸与の方法

市民福祉部は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については配分計画に基づき行うものとする。

5 義援金品の取扱い

市に送付された義援金品の取扱は、市民福祉部が担当する。

受付の記録、保管、罹災者への配分等は市長の指示するところにより、その状態に応じ適切かつ正確に行うものとする。

6 費用の限度及び給（貸）与期間

災害救助法の基準による。

7 物資の給与状況の記録

物資を供給した場合は、次により記録しておかなければならない。

なお、災害救助法による救助物資とその他義援物資とは明確に区分して処理する。

(1) 物資の給与状況（様式1）

様式1

物資の給与状況

帯広市

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎とな った世帯 構成人員	給 与 月 日	物資給与の品名					実 支 出 額	備 考
				布団	毛布	〇〇				
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者

氏名

㊞

- (注) 1 住家の被害程度に全壊（焼）又は半壊（焼）の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄に数量を記入すること。

第14節 石油類燃料供給計画

災害による緊急通行車両及び災害上重要な施設における石油類燃料（LPGを含む）の供給に関する石油類燃料の供給計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

市長（総務部総務班：総務部）

市は、管理している緊急通行車両のガソリン等のほか、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

2 石油類燃料の確保

- (1) 燃料等の調達は、「災害時における石油類等の優先供給に関する協定」を締結している帯広地方石油業協同組合加入業者より供給を受けるものとする。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に支援を求めるものとする。
- (3) LPGについては、「災害等の発生時における帯広市と北海道LPガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」を締結している一般社団法人北海道LPガス協会十勝支部により供給を受けるものとする。

第15節 電力施設災害応急計画

災害により電気施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、人命・市民生活の確保のため、北海道電力(株)帯広支店、北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店は、各設備に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持するため、独自の応急対策に関する電力施設災害応急計画は次に定めるところによる。

1 非常態勢

(1) 非常災害対策帯広支店支部の設置

- ア 非常災害時には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織道東統括支店支部運営マニュアル」に基づき「非常災害対策道東統括支店支部」を設置し、非常態勢を発令する。
- イ 非常災害対策道東統括支店支部を設置したときは、市、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。
- ウ 対策会議
非常災害対策道東統括支店支部は、気象情報、非常態勢、被害復旧の状況、復旧の順位及び報道・広報対策等を協議するため、対策会議を開催する。

(2) 非常態勢区分

区 分	発 令 の 基 準
警戒態勢	非常災害が生ずるおそれのある場合
非常態勢	相当の被害の発生が予想される場合、又は発生した場合

(3) 応急復旧要員の動員

- ア 応急復旧に従事する要員をあらかじめ定めておき、非常態勢発令後、速やかに対応できるよう態勢を確立する。
- イ 社外者（工事会社）の応援態勢を確立しておく。
- ウ 他地域からの救援隊員の応援を依頼した場合、収容場所等受入態勢については、市災害対策本部の協力を得る等、万全を期するものとする。

2 応急復旧対策

(1) 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として下記によるが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから行うことを原則とする。

ア 変電設備

- （ア）主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- （イ）市街地に送電する送電系統の中間変電所
- （ウ）重要施設に送電する配電用変電所

イ 送電設備

- （ア）全回線送電不能の主要線路
- （イ）全回線送電不能のその他の線路
- （ウ）一部回線送電不能の主要線路
- （エ）一部回線送電不能のその他の線路

ウ 配電設備

原則として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、民生安定のため重要な報道機関、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるものとするが、災害状況、施設復旧の難易度等を考慮し復旧効果の大きいものから行うものとする。

- （ア）病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- （イ）その他の回線

（2）危険予防措置

社会活動の混乱防止、市民生活の安定のため、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

3 広報活動

- （1）災害における住民の不安解消、事故防止のため、報道機関の協力及び巡回車により、次の事項を周知する。

ア 断線・垂れ下り電線による感電防止

イ 浸水・雨漏等により冠水した家屋に関する屋内配線、電気器具等の使用による漏電出火の注意

ウ 電力施設の被害状況

エ 復旧状況

- （2）また、被害、事故の状況により、市、警察署等の防災機関の協力を得て、広報巡回を実施する。

第16節 ガス施設災害応急計画

災害によりガス施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、人命・市民生活の安全確保のため、帯広ガス(株)は、有効な予防措置及び二次災害発生の防止対策若しくは速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持するため、ガス施設災害対策は次に定めるところによる。

1 非常態勢（緊急措置及び対策本部の設置）

- (1) 帯広ガス(株)は、災害時、災害の迅速かつ適切な処置を講ずるため、必要に応じ災害対策本部を設置する。
- (2) 災害によりガス施設に被害が生じ又は生じるおそれがある場合、「災害対策本部」を設置し、被害状況により第1次態勢、第2次態勢へ移行し、所要の活動にあたる。
- (3) 供給制限、供給停止被害が広範囲にわたり、復旧対策を必要とする場合、本部を「復旧対策本部」に切り替える。
- (4) 災害対策本部等を設置したときは、速やかに市、その他の行政機関へ通知するものとする。

2 供給停止等の措置

- (1) 災害発生後の各種情報の結果、被害が帯広ガス(株)の処理能力を上回り、二次災害の発生が予想される場合に供給制限、又は停止を実施する。
- (2) 被害が局地的であれば、あらかじめ設定してあるブロック毎に実施する。
被害が全供給区域に拡大される場合には、全面供給制限、又は停止の措置を実施する。

ガス供給状況

都市ガス地区

	単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数
根室本線北側地区	Aブロック	5	5, 910
ウツベツ川東・鉄南地区	Bブロック	5	5, 029
稲田・清流・南の森地区	Cブロック	3	3, 675
ウツベツ川西・啓西地区	Dブロック	4	4, 855
自由が丘・西帯広地区	Eブロック	4	5, 247
都市ガス地区合計	5ブロック	21	24, 716

※ 令和3年11月30日現在

LPガス集中供給地区

	単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数
大空地区	0ブロック	1	1, 418
大空地区合計	1ブロック	1	1, 418

※ 令和3年11月30日現在

3 復旧対策

- (1) 災害復旧、二次災害防止のため止むなく供給を停止した場合は、直ちに復旧対策本部を設

- 置し、復旧作業を行う。
- (2) 停止は設定してある単位ブロック、復旧ブロックごとに停止する。
- (3) 救援態勢
- 災害対策本部第2次態勢を決定した場合、日本ガス協会北海道部会に救援要請を行う。
- この場合、収容場所等救援隊員の受入態勢については、市災害対策本部の協力を得る等万全を期するものとする。

4 広報活動

（災害時の広報）

- (1) 波及的災害事故防止を図るため、巡回車による広報の他、警察署、消防、市対策本部等、防災関係機関の協力、報道機関の協力等、あらゆる手段を講じて、住民への広報を実施する。
- (2) 広報内容
- ア 供給停止のない場合
- （ア）ガス漏れ注意
- （イ）ガス漏れ発見時の通報
- イ 供給停止の場合
- （ア）供給停止の広報
- （イ）メーターコックの閉止要請
- （ウ）ガス漏れ注意
- （エ）ガス漏れ発見時の通報
- ウ 復旧作業による広報
- （ア）復旧の見通し、復旧日時
- （イ）復旧作業のスケジュール
- （ウ）復旧作業への協力要請
- （エ）メーターコックの閉止要請
- （オ）供給再開時の在宅依頼

第17節 通信施設災害対策計画

災害における通信施設の途絶は、市民生活はもとより、各機関の災害応急対策活動に大きな障害をもたらすとともに、情報の不足に伴う混乱の発生等、社会的影響はきわめて大きいものがある。このため、災害時における通信の途絶を防止するため、東日本電信電話(株)北海道東支店は、各種通信施設の確保、復旧活動等応急対策を迅速かつ的確に実施し、公共機関としての機能を維持するための独自の応急対策に関する計画は次に定めるところによる。

1 非常態勢（災害対策本部等の設置）

- (1) 災害時は、必要に応じて「災害対策本部」を設置する。
- (2) 本部を設置したときは、帯広市、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。
- (3) 災害の規模等により本部の設置が必要ない場合であっても、速やかな復旧対策を講ずることが必要な場合は「情報連絡室」を設置するものとする。

2 防止対策及び応急措置

通信施設に被害が生じた場合又は通信の大混雑により、通信が途絶するような場合に備え、次の防止対策を実施するとともに、緊急応急措置を実施するものとする。

(1) 予防措置計画

- ア 市内の電話交換所を相互に繋ぐ中継ケーブルは、複数ルートに分散し、1つのルートが被災した場合でも他のルートによって通信を確保する。
- イ 市外通話は市外交換機が被災した場合のため、複数の市外交換機を分散設置し、全回線の不通を防止する。
- ウ 災害時における防災関係機関の救助・復旧活動等に係わる重要通信を確保するため、電気通信事業法に基づき、一般回線の利用制限を行う。

優先確保回線：防災関係機関、学校・病院等の公共機関、公衆電話（グレー・緑）

(2) 応急措置

- ア 防災機関等の重要機関の通信の確保
- イ 回線の切り替え等による市外回線の迂回措置
- ウ 利用制限
- エ 被災地域、避難所、NTT窓口への特設公衆電話の設置
- オ 伝言取次サービスの実施
- カ 移動無線車、移動電源車、非常用移動電話交換装置、ポータブル衛星装置の出勤
- キ 被災した通信設備の応急復旧

3 広報活動

(1) 災害時の広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用者の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車、報道機関の協力、NTT窓口掲示により、次の事項を周知するものとする。

- ア 通信途絶、利用制限の理由とその内容
- イ 災害復旧にとられている措置内容及び復旧見込み
- ウ 利用者に対する協力要請
- エ その他

（2）日常広報

電話帳、ちらし等で災害時における電話の利用を周知する。

（記載内容）

- ア 「大きな災害が発生すると、安否の問い合わせ等で大量に電話がかけられ交換機がさばききれなくなり、通信機能が麻痺状態になるおそれがあります。」
- イ 「電話がかかりにくくなっている場合は、その旨をガイダンスでお知らせします。」
- ウ 「急ぎの電話以外をご遠慮ください。」
- エ 「安否の連絡はできるだけ手短にお願いします。」
- オ 「お見舞いの電話は、しばらく時間をおいてからおかけください。」
- カ 「どなたか1名に連絡がとれたら、そこを起点として被災状況の連絡をとりましょう。」
- キ 「緊急の場合は、公衆電話（グレー、緑）からの通話は優先されます。」

第18節 医療救護・福祉計画

災害時における医療救護活動を円滑に実施するための医療救護計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

医療救護は、市長（市民福祉部保健班）が行い、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任により市長が実施するほか、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部（以降、「日赤道支部」という。）が実施するものとする。

2 医療救護対策

(1) 災害発生により医療救護を必要と認めた場合は、市長は帯広市医師会、災害拠点病院及び北海道に対し、医師、看護師、その他の要員により組織した救護班の出動を要請するとともに救急病院、外科系その他関係病院に負傷者等受入れ体制の確保を要請するものとする。

また、被災の内容により適時、日赤道支部及び関係機関に対して救護班の出動の協力を要請するものとする。

(2) 市長は、負傷者等が多数であった場合には、帯広市医師会、災害拠点病院、及び北海道等と連携のもと、応急救護所を開設し、または、状況により仮救護所を設置し、医師、看護師の派遣を要請、負傷者等に対する応急措置にあたる。さらに災害急性期には、必要に応じて北海道に対し災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）出動の協力の要請をするものとする。

(3) 応急救護所は、原則として収容避難所のうち、各地区の中学校及び義務教育学校を指定するものとする。

3 救護班の活動状況等の記録

救護班の活動状況等については、次により記録しておかなければならない。

- (1) 救護班活動状況(様式1)
- (2) 病院診療所医療実施状況(様式2)

様式1

救護班活動状況

班長 医師 氏名 ㊟

月 日	市町村名	患者数 人	措置の概要	死体検案数 人	修繕費 円	備 考
計						

（注）「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式2

病院診療所医療実施状況

帯広市

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
		月 日				点	点		
計 期間	人								

（注）「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

4 患者の移送

負傷者等の移送は、現地での応急措置の後、災害拠点病院、救急指定病院又は最寄りの病院、若しくは避難所に移送するものとする。

5 医療機関等の状況

資料編 資料3のとおり

6 医師会等に対する出動要請

(1) 市長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、災害拠点病院、及び「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、帯広市医師会、十勝歯科医師会及び北海道に対し、救護班の出動要請を行う。

ア 要請内容の事項

- (ア) 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- (イ) 出動の時期及び場所
- (ウ) 出動を要請する人員及び資機材
- (エ) その他必要な事項

(2) 市長は、災害の状況により、北海道薬剤師会帯広支部長等に対し、出動要請を行うことができる。

7 医療薬品等の確保

保健班における備蓄用品の給与及び市内の医薬品等取扱業者からの調達によるものとするが、市内での調達が困難な場合は、知事に対し斡旋及び提供を要請するものとする。

8 関係者間の連携体制の構築等

道及び市は災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（道においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D2 4H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。

第19節 防疫計画

被災地での感染症の発生又はそのまん延を防止するため、防疫班の編成、防疫の方法等に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任

道及び市は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図るものとする。

(1) 北海道

ア 感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号 以下「感染症法」という）に基づく防疫措置を実施する。

イ 市が実施する防疫に関する業務を指導し、支援し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 市町村

ア 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置は、市長（市民福祉部保健班）が知事の指示に従い実施する。

イ 市長（市民福祉部保健班）は、十勝総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

ウ 被害が甚大で、市長のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、近隣市町村及び知事の応援を得て実施するものとする。

2 防疫班の編成

市長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとし、保健班長は、防疫実施のため都市環境部（清掃班）の協力を得て処理にあたるものとする。

防疫班は、概ね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって1班として編成するものとする。

3 防疫の種別と方法

(1) 消毒活動

ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、被災後直ちに石灰水等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれがある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。

イ 避難所のトイレその他不潔場所の消毒は、次亜塩素酸ナトリウムを用い1日1回以上実施する。

(2) 各世帯における家屋等の消毒

ア 汚染された台所、浴室及び食器棚は次亜塩素酸ナトリウムを用いて拭浄する。また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の消石灰を散布するよう指導する。

イ 水洗トイレは、次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、便槽は消石灰、次亜塩素酸カルシウム（別名さらし粉）等を投入かくはんする。

(3) 検病及び検水調査並びに健康診断

避難所、浸水地域その他の感染症の発生が予想される危険地域については、十勝総合振興局保健環境部保健行政室の協力により、検病及び検水調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。

(4) 臨時予防接種

災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するため、必要に応じ十勝総合振

興局保健環境部保健行政室の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。

4 感染症患者等の発生時における対応

市長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、十勝総合振興局保健環境部保健行政室と速やかに連携して対応するものとする。

5 防疫用資器材の調達

防疫を行うに当たり、市が保有する消毒器等の防疫用資器材が不足した場合は、十勝総合振興局保健環境部保健行政室又は隣接市町村より借用するものとする。

6 家畜及び畜舎の防疫

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生する病原菌により汚染され、感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分して消毒を実施するものとする。

第20節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のごみの収集処理、し尿の収集処理、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、この計画に定めるところによる。

1 実施責任者

被災地における清掃は、市長（都市環境部清掃班）が実施するものとするが、被害が甚大で清掃活動が困難な場合は、道又は近隣市町村に応援を要請するものとする。

2 清掃班の編成

清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班を必要に応じて編成し、処理にあたるものとする。

3 応急措置

清掃班は、当面次の計画を立て活動を開始するものとする。

- (1) 作業戦力（市職員及び車両、委託業者の作業員及び車両）の掌握と活動計画
- (2) ごみ、し尿処理施設の使用不能に伴う、復旧工事の完了までの長期にわたる緊急処理方法の決定と地区別臨時処理場等の決定
- (3) し尿処理施設（浄化槽汚泥等受入施設）とごみ処理施設（くりりんセンター）等の早期復旧対策
- (4) ごみ、し尿の収集作業対策に関する市民広報

4 ごみの収集処理の方法

(1) 収 集

- ア 災害がある程度落ち着いた時点から、被災地において全面的に収集作業にあたるものとする。
- イ 被災地の住民に協力を要請し、台所くず類を優先的に収集し、感染症の源となる汚物から順に収集するものとする。
- ウ 一般ごみはその後に収集するものとする。
- エ 災害の状況により本市清掃能力をもっても完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し、被災地のごみの収集に万全を期するものとする。

(2) 処 理

ごみ処理施設（くりりんセンター）を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど、完全処理が不可能な場合は、一時堆積等の手立を講じ、後日、処理施設で処理することができる。

5 し尿の収集処理の方法

(1) 収 集

- ア 被災地域の完全収集にあたるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸のトイレの使用を早急に可能にするものとする。
- イ 避難が実施された場合には、避難所及び被災地区を重点的に収集にあたるものとし、状況により、応急仮設トイレを設置するものとする。

（2）処 理

ア し尿処理施設（浄化槽汚泥等受入施設）を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど完全処理が不可能な場合は、一時貯留し、後日、処理施設で処理するものとする。

6 死亡獣畜の処理方法

- （1）死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。
- （2）所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、市長が実施するものとする。
- （3）死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行うものとする。
- （4）死亡獣畜取扱場が使用できない場合又は運搬が困難な場合は、十勝総合振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

7 計画の実効性の向上

道及び市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

8 清掃等施設状況

（1）ごみ処理・ごみ埋立

（十勝圏複合事務組合）

名 称	所 在 地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号
くりりんセンター	帯広市西 24 条北 4 丁目	可燃物	焼却	330t/D	37 - 3550
		不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h	
一般廃棄物最終処分場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311, 200 m ³	37-3550 (くりりんセンター)

（2）し尿処理場

（十勝圏複合事務組合）

名 称	所 在 地	処理区分	処理能力	電話番号
十勝川流域下水道 浄化センター 浄化槽汚泥等受入施設	帯広市西 18 条北 3 丁目 13	加温消化	130k l /D	33-8662

（3）死亡獣畜取扱場

名 称	所 在 地	処理能力	管理主体	電話番号
十勝化成工場	中札内村元札内東 2 線	15t/D	十勝農協連	69 - 4121

9 清掃車両保有状況

	ごみ収集車	その他車両	し尿収集車	摘 要
直 営	4 台	1 台	－	
委託業者	21 台	10 台	5 台	ごみ委託5社、資源委託6社 し尿委託2社
許可業者	99 台	751 台	32 台	委託業者含む。

第21節 飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 北海道

ア 十勝総合振興局長は、帯広市が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。

イ 道は、市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

ウ 大規模な災害が発生した場合、道は関係団体と締結している「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、速やかに被災状況等の情報を共有するとともに、広域的な対応が必要と判断した場合には、被災動物救護活動本部を設置する。

(2) 帯広市

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

2 飼養動物の取扱い

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(2) 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。

(3) 災害時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3 同行避難

避難所への家庭動物との同行避難に関して、市は家庭動物の種に応じた同行避難が可能な避難所について予め調整しておくとともに、災害時には家庭動物との同行避難が円滑に行われるよう家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、平時から災害への備えについて家庭動物の飼い主に啓発するとともに、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第22節 文教対策計画

学校施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合の応急対策及び文化財等の保全保護対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任

- (1) 市立の小中学校及び義務教育学校、並びに高等学校における応急教育及び応急復旧対策は、教育委員会（学校教育部）が行い、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長（学校教育部）が行う。
- (2) 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うこととする。
- (3) 災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え教職員の任務の分担、相互の連携、時間外における参集等についての体制を整備する。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

災害が発生したときは、各学校長は自らの判断又は教育委員会（学校教育部）の指示に基づき、必要に応じて休校措置をとるものとする。

ア 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、直ちに広報車、ラジオ、テレビ等を利用し、児童・生徒に周知徹底させるものとする。

イ 授業開始後の措置

児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分に徹底させるとともに、低学年児童にあつては、教師が地区別に付き添う等の措置を講ずるものとする。

(2) 施設の確保と復旧対策

ア 応急復旧

被害の程度により、応急修理ができる場合は、即時修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用不能となった場合

特別教室、屋内運動場等を使用するものとする。

ウ 校舎の大部分、又は全部が使用不能となった場合

(ア) 公共施設又は最寄りの学校の校舎を使用するものとする。

(イ) 応急仮設校舎の建築を検討するものとする。

(3) 教育の要領

ア 災害の状況に応じ特別の教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努めるものとし、授業が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

イ 特別の教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 教科書、学用品の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容程度が児童生徒に過度の負担にならないようにする。

(イ) 教育の場所が、学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び生徒の安全確保に留意する。

(ウ) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

(エ) 学校が避難所に充てられた場合は、特に児童生徒の管理に注意するとともに、収容に

よる授業の効率低下にならないように留意する。

ウ 災害復旧については、教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

(4) 教職員の確保

被災学校の教職員は、学校長の指示により授業を実施するものとする。この場合、学校長は、当該被災学校の教職員のみで実施が困難と認めるときは、教育委員会（学校教育部）に報告し、教育委員会は、十勝教育局、道教育委員会と連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育に支障をきたさないようにする。

(5) 学校給食等の措置

ア 給食施設、設備が被災したときは、できる限り応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。

イ 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳については関係機関と連絡のうえ、緊急確保を図るものとし、その他の物資についても応急調達に努めるものとする。

ウ 衛生管理については、特に留意し食中毒等の事故防止に努めるものとする。

(6) 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をするものとする。

ア 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にし、必要に応じて消毒を実施すること。

イ 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできる限り隔絶すること。

ウ 避難所としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。

エ 必要に応じて児童生徒の健康診断をすること。

(7) 学用品の措置

ア 学用品給与の対象

住宅の全壊、全焼、半壊、半焼により学用品を失い、又は損傷し就学上支障のある児童生徒に対して市長が支給する。

災害救助法の適用を受けた場合は、市長が知事の委任を受けて支給する。

イ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

(8) 被災地学び支援派遣等枠組み

道は、道内で大規模な自然災害等が発生し、被災地域に所在する学校の通常の教育活動の再開に向けて支援が必要と判断する場合、被災地域の市町村教育委員会または学校からの要望等を確認の上、北海道災害時学校支援チームを派遣するものとする。

また、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用し、国の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣要請を検討するものとする。

3 文化財等保全対策

北海道文化財保護条例による文化財及び市の保存文化資料は、生涯学習部がその保全保護にあたるものとする。

指定文化財（帯広市指定）

名 称	指 定 年 月 日	所 在 地
依田勉三直筆の書 「留別の詩」	昭和57年1月1日	帯広百年記念館
十勝監獄石油庫	昭和57年1月1日	緑ヶ丘2番地（緑ヶ丘公園内）
帯広カムイトウウポゴ保存会	昭和57年1月1日	柏林台東町2丁目帯広市生活館
ランダーの油絵	昭和58年3月1日	帯広百年記念館
暁遺跡出土の遺物	昭和58年3月1日	帯広百年記念館 埋蔵文化財センター
八千代A遺跡出土遺物	平成3年11月1日	帯広百年記念館 埋蔵文化財センター
十勝鉄道蒸気機関車4号 及び客車コハ23号	平成6年11月1日	西7条南20丁目 とてっぽ通り
ロープ伝導式手押豆播機	平成9年6月1日	帯広百年記念館
備忘（依田勉三自筆日記）	令和4年10月28日	帯広百年記念館

指定文化財（北海道指定）

名 称	指 定 年 月 日	所 在 地
札内川流域化粧柳自生地	昭和37年3月22日	大正町基線9～10号間地先
大正のカシワ林	昭和43年1月18日	大正町445、446番地
帯広畜産大学農場の構造土 十勝坊主	昭和49年12月6日	川西町西4線17 帯広畜産大学農場

4 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

5 学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、次により記録しておかなければならない。

(1) 学用品の給与状況（様式1）

様式1

学用品の給与状況

帯広市

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給 与 月 日	給 与 の 内 訳					実 支 出 額	備 考
					教 科 書			そ の 他 学 用 品			
					国語	算数		鉛筆			
計	小学校	人								円	
	中学校	人								円	
	義務教 育学校	人								円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

(注) 1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。

2 「給与の内訳」欄には、数量を記入すること。

第23節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、この計画に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法を適用し、応急仮設住宅が必要な場合、その設置は、原則として北海道知事が行う。
- (2) 市長（住宅班）は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被害者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。
- (3) 市長（住宅班）が仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事の委任を受けて実施することができる。

2 実施の方法

(1) 避難所の設置

市長は、必要により住宅が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第5節の「避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。

(ア) 建設型応急住宅

プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置

(イ) 賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅等の提供

イ 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力で住宅を確保できない者とする。

ウ 入居者の選定

市長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。

エ 建設戸数

道は、市長からの要請に基づき設置戸数を決定するものとする。

オ 建設型応急住宅の建設地、構造等

(ア) 建設場所は、原則として、市有地とする。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。

(イ) 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

(ウ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに、期間を延長することができる。

(エ) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、知事から委任を受けた市長が管理する。また、

市が設置したものについては、市が管理を行う。

カ 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

キ 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(3) 住宅の応急修理

ア 応急修理を受ける者

災害により住宅が半壊又は半壊し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者。又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者。

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行うものとする。

ウ 修理の範囲と費用

(ア) 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

(イ) 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

3 平常時の規制の適用除外措置

道及び市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

4 施工及び資材の調達

施工及び資材の調達は、原則として市の指名登録から選定して行うものとする。この場合において、市は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておかなければならない。

(1) 応急仮設住宅台帳（様式1）

(2) 住宅応急修理記録簿（様式2）

6 公営住宅等の斡旋

市は、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にも斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

7 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

様式1

応急仮設住宅台帳

帯広市

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
							月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

- 注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めた人員数を記入すること。
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有償無償の別を明らかにすること。
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

様式2

住宅応急修理記録簿

帯広市

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
		月 日	円	
計	世帯			

注) 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

第24節 被災宅地安全対策計画

市の区域内において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を図るために必要な事項については、この計画の定めるところによる。

1 危険度判定の実施の決定

市長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に対し、宅地判定士の派遣等の支援を要請するものとする。

2 判定対象宅地

対象宅地は、宅地造成等規制法第2条第1号に規定する、宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査表へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、都市環境部に置き、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

市は、災害の発生に備え、道と連絡体制を整備するとともに、道と協力して危険度判定に使用する資機材を備蓄するものとする。

第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索、遺体に関する処理及び遺体の応急的な埋葬の実施に関する計画については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

市長（市民福祉部第2救護班）が行うほか、警察官が実施する。

救助法が適用された場合は、市長が知事の委任を受けて行うものとし、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日赤道支部が行うものとする。

2 実施方法

(1) 行方不明者の捜索

ア 捜索の対象

行方不明の状態にある者で、周囲の事情から既に死亡していると推定される者。

イ 捜索の実施

市民福祉部長は、消防機関及び警察官の協力により捜索を実施し、被災の状況によっては、関係機関及び地域住民の協力を得て実施するものとする。

ウ 捜索の方法及び期間

市民福祉部長は、行方不明者の人相、着衣、特徴、写真、所持品等の情報入手に努め、関係機関等の相互連絡を緊密に行い、人道上の立場から解決するまで捜索を行うものとする。

エ 行方不明者を発見した場合の措置

行方不明者を発見したときは、家族、親類等に速やかに連絡するとともに関係機関に通知するものとする。

(2) 遺体の収容処理

ア 対象者

災害により死亡し、又は遺体で発見されたものをいう。

イ 遺体の処理

遺体を発見したときは、速やかに警察官に届け出、警察官の検視及び医師の検案を受けた後、次により処理するものとする。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を講じ、一時的な保管をするとともに、遺体の特徴の記録及び所持品の保管をする。

ウ 遺体の収容

身元識別に時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合は、遺体を市内の寺院、公共建物又は公園等の適当な場所へ収容安置するものとし、適当な既存建物がない場合は、テント等を設置して遺体の収容所とする。

(3) 遺体の埋葬

ア 対象者

災害の混乱の際に死亡した者で、災害のために埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない場合

イ 埋葬の方法

- (ア) 市長は、遺体を土葬又は火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等、現物給付をもって行うものとする。
 - (イ) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、埋葬にあたっては土葬又は火葬とするものとする。
 - (ウ) 市長は、埋葬の実施が自らできないと認められるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。
- (4) 平常時の規制の適用除外措置

市及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

3 火葬場の状況

火葬場	所在地	炉数	電話番号
帯広市火葬場（清照殿）	帯広市川西町西2線25番地13	6基	59-2355

4 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

5 遺体の捜索等の記録

遺体捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 遺体捜索状況（様式1）
- (2) 遺体処理台帳（様式2）
- (3) 埋葬台帳（様式3）

様式1

遺体捜索状況

帯広市

年月日	搜索地区	搜索遺体	搜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者 管理者名		

（注）搜索用機械器具は、借上費の有償無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。

様式2

遺 体 処 理 台 帳

帯広市

処 理 年月日	遺体発見 日時及び 場 所	遺体者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			遺 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏名	死 亡 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
~~~~~											
計		人									

様式3

埋 葬 台 帳

帯広市

死亡 年月日	埋葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備考	
		氏名	年齢	死 亡 者 と の 関 係	氏名	棺	埋葬料又は 火葬料	骨箱	計		
~~~~~											
計		人									

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市長が棺、骨箱を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬料を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

第26節 障害物除去計画

災害により道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で住民の生活に著しい支障を与えらると思われる障害物の除去については、この計画に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、市長（都市環境部）が行い、救助法が適用されたときは、市長が北海道知事の委任により行うものとする。
- (2) 道路及び河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。
- (3) 軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、当該施設の所有者が行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要なとき。
- (3) 河川における障害物の除去は、河川の流水を良くし、溢水を防止し、又は河岸の決壊を防止するため必要なとき。
- (4) その他公共的立場から除去を必要とするとき。

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力及び応援を得て、速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4 障害物の集積場所等

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグラウンド等を利用し、集積するものとする。
- (2) 北海道財務局、道及び市は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効利用に配慮するものとする。
- (3) 工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第8節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第27節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、この計画に定めるところによる。

1 災害の原因及び被害種別

（1）災害の原因

融雪、雪崩及び異常気象等による出水

山崩れ

地すべり

土石流

がけ崩れ

地震

（2）被害種別

路面及び路床の流失埋没

橋梁の流失

河川の決壊及び埋没

堤防の決壊

ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊

下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

2 応急土木復旧対策

（1）実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

（2）応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

ア 応急措置の準備

（ア）所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておくものとする。

（イ）災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

イ 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、又は当該施設が災害を受けることにより被害が拡大して他の施設に重大な影響を与え、又は住民の生活に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、市及び防災関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

ウ 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法によりイに定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び帯広市地域防災計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が円滑に実施されるよう協力体制の確立を図るよう努めるものとする。

第28節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料を円滑に確保するための計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

家畜飼料等の円滑な確保は、市（農政部農政班、水道施設の災害復旧：上下水道部）が行う。

2 応急飼料の確保

市は、被災農家が家畜飼料等を確保ができないときは、農協等と緊密な連携をとり、応急確保に努めるものとし、さらに不足するときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、十勝総合振興局長を通じ、道農政部長に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

(1) 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については種類、品種、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、付添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

3 家畜用水の確保

災害により水道施設の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸など代替用水の利用を図り、速やかに施設の復旧に努めるものとする。

第29節 労務供給計画

災害時における災害応急対策の実施に、職員の労力だけでは十分その効果をあげることが困難な場合の労務の供給は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害応急対策に必要な労務員の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、市長（総務部職員班）が行う。

2 民間団体等への協力要請

(1) 動員の順序

災害応急対策の要員を確保する場合は、まずボランティア団体及び奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合においてのみ、労務員を雇上げするものとする。

(2) 動員要請

本部の各部長において奉仕団等の労務を必要とするときは、次の事項を示し総務部長に対し要請するものとする。

- ア 労務要員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 従事する場所
- エ 就労予定期間
- オ 所要人員数
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

3 労務員の雇上げ

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは、労務員を雇上げするものとする。

(1) 労務員雇上げの範囲

- ア 被災者の避難のための労務員
- イ 医療助産の移送のための労務員
- ウ 被災者救出のための機械器具及び資材の操作のための労務員
- エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務員
- オ 救助物資支給のための労務員
- カ 行方不明者の捜索及び遺体処理のための労務員
- キ その他災害応急対策のために必要な労務員

(2) 帯広公共職業安定所長への要請

市において労務員の雇上げをするときは、次の事項を明らかにして帯広公共職業安定所長へ求人申し込みをするものとする。

- ア 職種別所要労務員数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

（3）賃金及びその他費用負担

ア 労務員に対する費用は、その求人を行った者が負担するものとする。

イ 労務員に対する賃金は、当市における同種の業務及び同程度の技能に係る水準を基本とする。

第30節 消防防災ヘリコプター活用計画

災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、この計画の定めるところによる。

1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運行は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」及び、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めるところによるものとする。

2 緊急運航の要請

市長は、災害時で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、知事に対し運航の要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 市の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによらなければ有効な活動が困難であると認められる場合

3 要請方法

北海道知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第1号様式）を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・TEL 011-782-3233
- ・FAX 011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898

5 報告

市長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第2号様式）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

6 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の調査などの情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

- (2) 救急活動・救助活動
 - ア 傷病者、医師等の搬送
 - イ 被災者の救助・救出
- (3) 火災防御活動
 - ア 空中消火
 - イ 消火資機材、人員等の搬送
- (4) その他（ヘリコプター等の活用が有効と認める場合）

7 救急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

市長は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

(2) 救急患者の緊急搬送手続き

ア 市長は、医療機関等から緊急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後十勝総合振興局（地域創生部危機対策室）及び帯広警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第3号様式）を提出するものとする。

ウ 市長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 市長は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

8 ヘリコプターの離着陸可能地

本市におけるヘリコプターの離着陸可能地は、次のとおりである。

所 在	名 称	着陸場所の面積
西14条南8丁目	帯広競馬場	23,000㎡
緑ヶ丘	緑ヶ丘公園多目的広場	20,686㎡

9 消防防災ヘリコプター運航系統図

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおりである。

別記第1号(3関係)

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時:	年 月 日 時 分
-------	-----------

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名									
		担当者職氏名									
		連絡先	TEL					FAX			
災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 日 時 分									
	災害発生日時	年 月 日 時 分									
	災害発生場所	(住所) (座標)									
	災害発生状況・措置状況										
希望する活動内容	情報収集・救助・消火・救急・資機材搬送・その他()										
離着陸場の状況	離着陸場名										
	警戒隊呼出名称										
	特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物、積雪等)ほか)									
傷病者搬送先病院						救急自動車呼出名称					
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名	北海道警察・海上保安庁・自衛隊・その他()									
	航空機活動	有 ・ 無									
指揮本部連絡方法	(無線呼出名称)					(電話番号)					
その他参考となる事項											
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考		

別記第2号様式(5関係)

第 年 月 日 号

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

帯広市長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 時 分								
災害発生場所									
離着陸場									
傷病者の搬送先									
災害発生状況 ・措置状況 (地元の活動状況)									
消防防災ヘリコプター に係る活動内容等 (地元の活動状況)									
その他参考 となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

別記第3号様式（7関係）

救急患者の緊急搬送情報伝達票

（第 報）

	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場所								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況・措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請日時	令和	年	月	日	時	分
1 要請市町村名		電話		F A X		
担当課・職・氏名		職名		氏名		
2 依頼病院名		電話				
所在地		F A X				
担当医師名・科名				担当課 氏名		
3 受入病院名		電話				
所在地		F A X				
担当医師名・科名				直通内線番号		
受入病院の了承: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
4 患者氏名	生年月日	年	月	日		歳
	体 重	kg	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	職業	
住 所					感染症:	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
病 名					<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来:	月 日
経 過					血圧:	mmHg 脈拍: 回/分
					呼吸:	回/分 体温: °C
					意識レベル(JCS):	
航空機による搬送が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他 (主な理由:)					
	気圧変化 <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り ()					
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)						
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容:)						
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由:)						
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他	
医 師			歳	kg	<input type="checkbox"/> 研修医(理由:)	
看護師			歳	kg		
付添人			歳	kg	続柄:	
医師・看護師の所属病院: <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名						
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等						
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項	
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり 80以上サイズ × (cm)	
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
③酸素ボンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他	
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)	
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)	
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
⑧その他	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院:			メモ		
	受入病院:					

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

救急患者緊急搬送処理票

(北海道防災航空室)

※確認事項				
気象 ・ 丘珠空港 ・ 着陸地 (管制・CAV・空港施設) ・ 救急車 (現地 ・ 到着地) ・ 給油				
7 フライト決定	年 月 日 時 分			
	運航機関名		機 種	
8 ヘリコプター等のフライト決定通知 防災航空室から市町村				
年 月 日 時 分 【伝達方法：電話 (伝達先氏名) ・ FAX】				
9 ヘリコプター等のフライト情報の伝達				
		《TEL 011-231-4111 内 22-561》		
◎総括管理者 (危機対策課)		《FAX 011-231-4314》		
		《TEL》		
◎ 振興局 (電話伝達先氏名)		《FAX》		
		《TEL 011-787-0110》		
◎道警察航空隊 (電話伝達先氏名)		《FAX 011-787-0121》		
		《TEL 0133-62-4119》		
◎札幌消防航空隊 (電話伝達先氏名)		《FAX 011-271-0631》		
		《TEL 011-511-7116 EX 2574》		
◎陸上自衛隊総監部運用室運用班 (電話伝達先氏名)		《TEL 0123-23-3101 EX 2231》		
◎航空自衛隊第2航空団防衛班 (電話伝達先氏名)		《FAX 0123-23-3101 EX 2769》		
		《TEL 0134-27-6172》		
◎第一管区海上保安本部救難課 (電話伝達先氏名)		《FAX 0134-21-2835》		
10 ヘリコプター等の発着時刻				
	救 急 車		ヘリコプター	
	場 所	時 刻	場 所	時 刻
現 地	(病院等)	(発) :	給油	(着) :
				(発) :
	(ヘリポート)	(着) :	(現地)	(着) :
目 的 地	(ヘリポート)	(発) :	(現地)	(発) :
	(病院等)	(着) :	(目的地)	(着) :
時刻 : 上段・予定時刻、下段・実時刻				

注2) 防災航空室及び市町村は、フライト決定後、No.7以降の欄に処理内容を記載すること。

第3 1 節 自衛隊派遣要請計画

災害時における人命又は財産の保護のための自衛隊への派遣要請は、この計画の定めるところによる。

1 災害時派遣要請基準

- (1) 人命救助のために必要とする場合
- (2) 災害又は災害の発生が予想され、緊急措置のため必要とする場合
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため必要とする場合
- (4) 救援物資の輸送のため必要とする場合
- (5) 主要道路の応急復旧のため必要とする場合
- (6) 応急措置のため、医療、防疫、給水及び通信等について必要とする場合

2 災害派遣要請の手続

(1) 派遣要請方法

自衛隊の派遣を要請する必要があるときは、次の事項を明らかにして、知事（十勝総合振興局長）に対し要求する。

ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

また、人命の緊急救助に関し、知事（十勝総合振興局長）に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶などにより知事（十勝総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

この場合、事後速やかに必要事項を記載した文書を知事（十勝総合振興局長）に提出するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他派遣部隊との連絡方法等参考になる事項

(2) 担当の対策部班及び要請先

- ア 自衛隊の災害派遣要請は、本部長が行う。
- イ 十勝総合振興局地域創生部危機対策室に派遣の要請を依頼する。

3 災害派遣部隊の受入体制

(1) 受入れ準備の確立

十勝総合振興局から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 担当部班

受入れの担当部班は、応援を受ける内容により関係のある部班が担当するものとする。

イ 連絡職員の氏名

本部長は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定、連絡にあたるものとする。

ウ 作業計画樹立及び資機材等の保管場所等の準備

担当部班は受入れのため、次の事項に関し計画を立て、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう、必要な措置及び準備をとるものとする。

- (ア) 応援を求める作業の内容

- (イ) 所要人員
 - (ウ) 資機材等の確保
 - (エ) 派遣部隊の車両、資機材等の保管場所等の準備
 - (オ) 派遣部隊の滞留場所
- (2) 派遣部隊到着後の措置
- ア 派遣部隊との活動計画等の協議
担当部班は、派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援活動計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。
 - イ 知事（十勝総合振興局長）への報告
総務部総務班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事（十勝総合振興局長）に報告するものとする。
 - (ア) 派遣部隊の長の官職名
 - (イ) 隊員数
 - (ウ) 到着日時
 - (エ) 従事している活動内容及び進捗状況
 - (オ) その他参考となる事項

4 派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事（十勝総合振興局長）に対し、撤収要請を行うものとする。

ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話等で要求し、その後に文書を提出するものとする。

5 経費負担等

- (1) 次の費用は、帯広市が負担するものとする。
- ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ し尿処理料
- (2) その他必要な経費については、自衛隊及び帯広市において協議のうえ定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

第32節 広域応援・受援計画

大規模災害時等において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、この計画の定めるところによる。

1 実施機関

市及び消防機関

2 実施内容

(1) 市町村間の応援・受援の実施

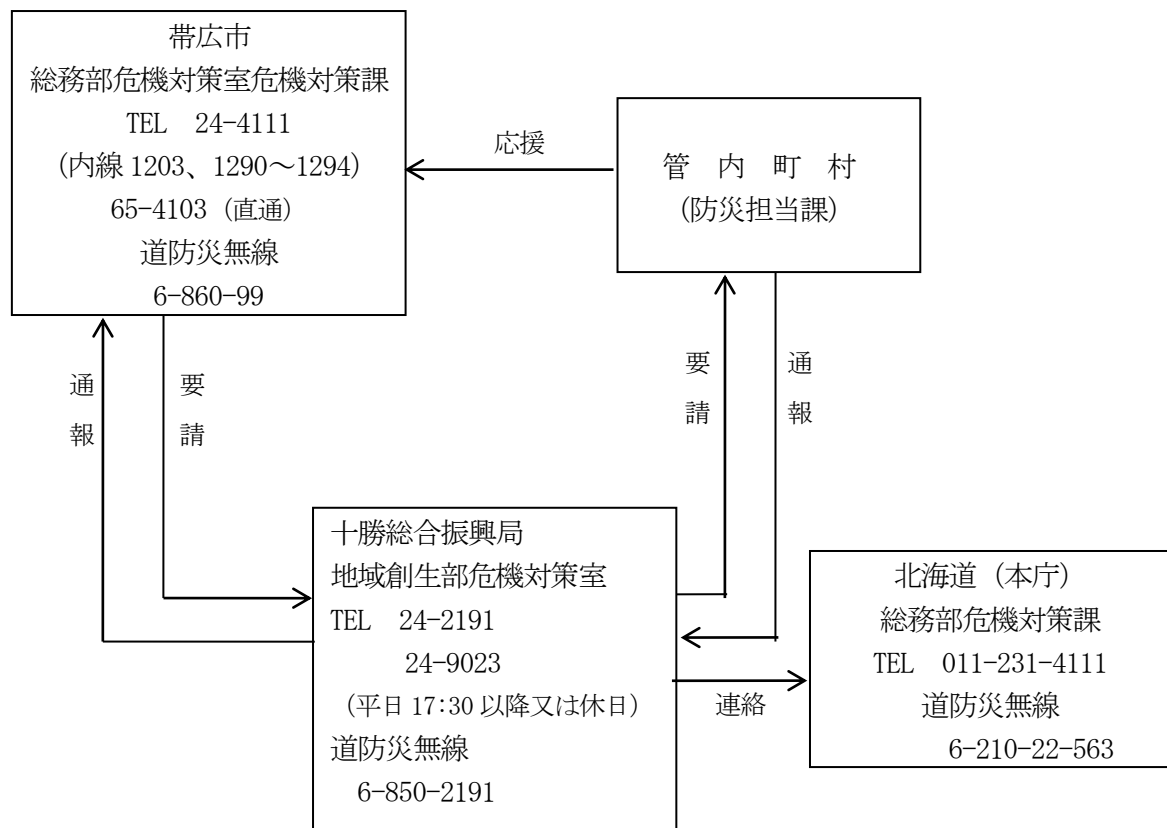
ア 道内の市町村において大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき応援・受援の実施を図る。

イ 市長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事（総合振興局長）に対し、応援を求めるものとする。

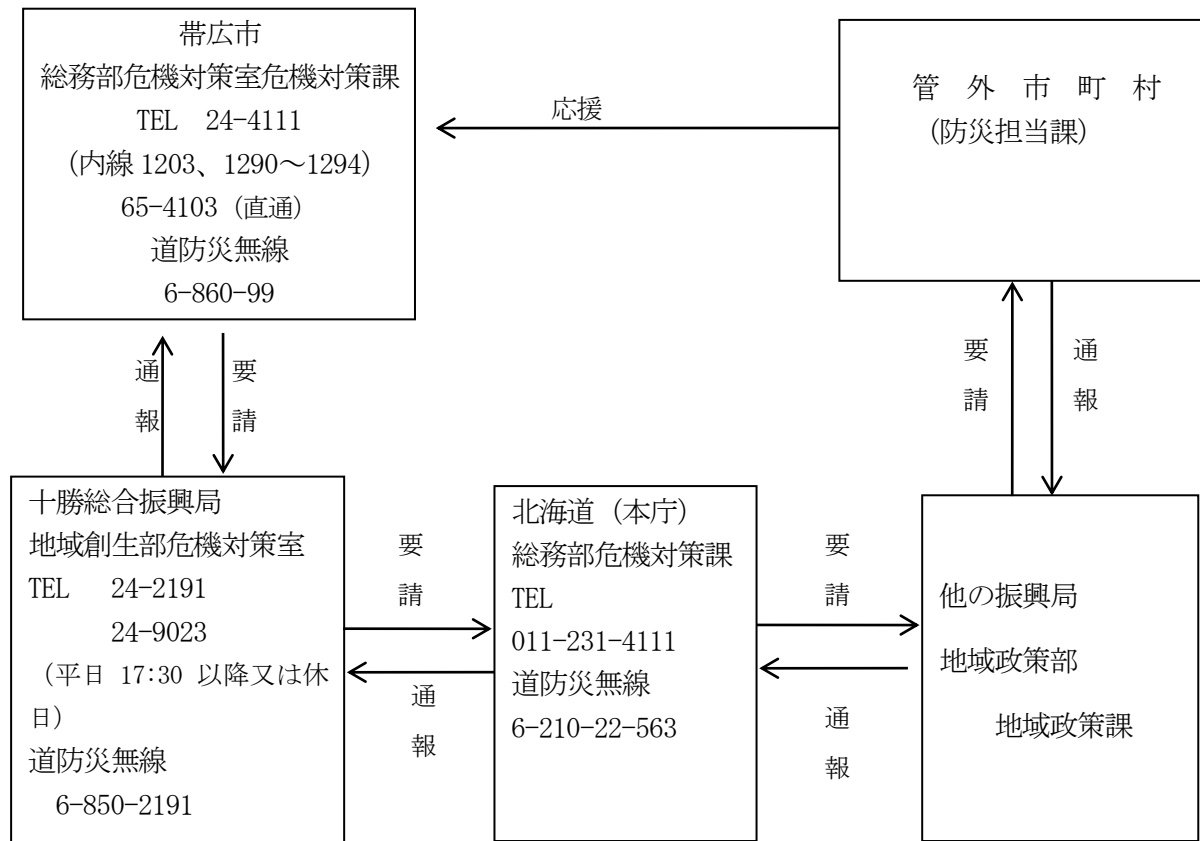
ウ 市長は、道内の被災市町村長及び知事から応急措置を実施するための応援を求められた場合において、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないものとする。

応援要請の区分及び連絡系統図

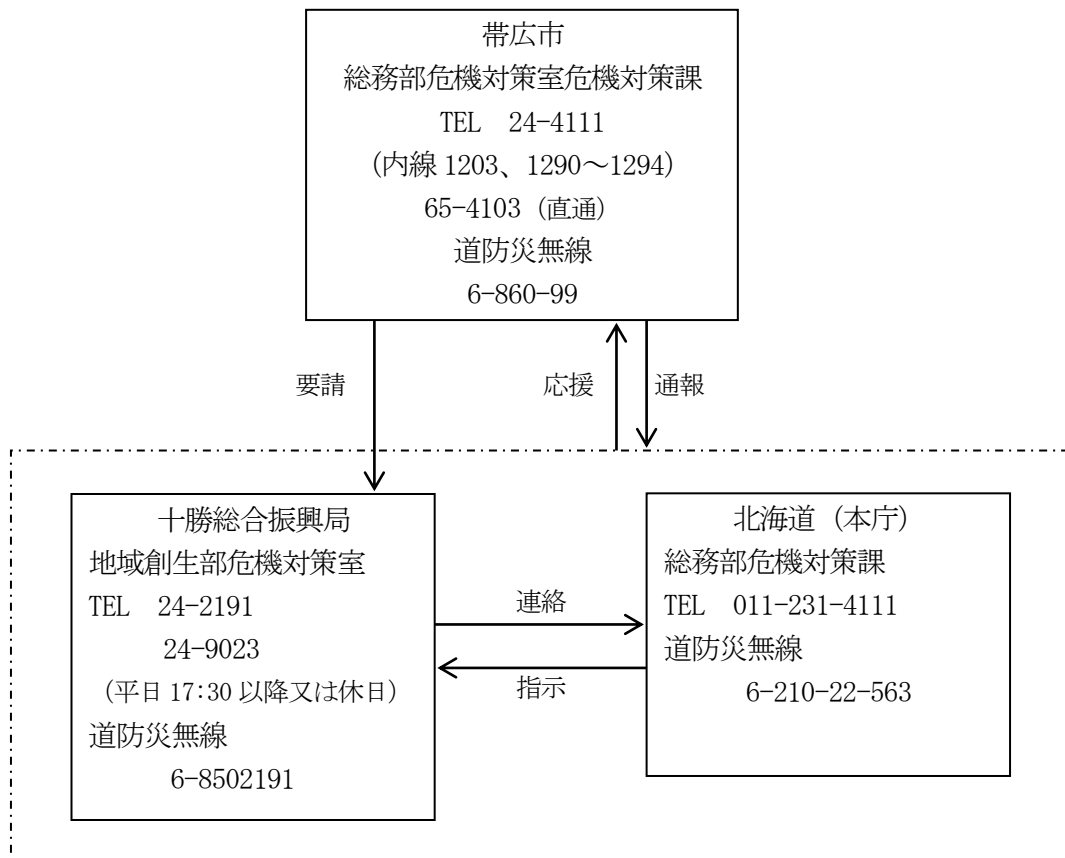
第1要請 要請市町村が当該振興局地域内の市町村に対して行う応援要請



第2要請 要請市町村が他の振興局地域の市町村に対して行う応援要請



第3要請 要請市町村が北海道知事（十勝総合振興局長）に対して行う応援要請



エ 応援・受援の種類については下記のとおりとする。

- （ア）食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- （イ）被害者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及び斡旋
- （ウ）災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- （エ）災害応急活動に必要な職員の派遣
- （オ）被害者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- （カ）その他、特に要請のあった事項

オ 「道東六市防災協定」に基づく応援・受援の実施

この協定は、道東地域で大規模災害時において、都市間の連携・応援体制により、災害応急対策が円滑に実施できるように、平成8年5月に締結した協定である。

（2）知事に対する応援要請等

- ア 市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請するものとする。
- イ 市長は、知事が、災害発生都府県知事又は、内閣総理大臣から他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努めるものとする。

（3）消防機関

- ア 消防機関は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。
また、必要に応じ、市は道に対して広域消防相互応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- イ 消防機関は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておくものとする。
- ウ 消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

（4）防災関係機関の活動拠点等

防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるものとする。

なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、道や市、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。

第33節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、市長等は指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めることができる。

1 要請権者

市長又は市委員会若しくは委員（以下本節において「市長等」という。）

なお、市の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、市長に予め協議しなければならない。

2 要請手続等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア 派遣の斡旋を求める理由

イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定するものとする。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

(2) 派遣職員の給料等の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又、地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

(3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

(4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。

(5) 受入側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

（参考） 昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（一日につき）	その他の施設（一日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第34節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するための帯広市社会福祉協議会、奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、この計画に定めるところによる。

1 行政とボランティアの役割

ボランティアの自主性と主体性を尊重しながら、行政とボランティアとの役割分担を明確にし、平常時から連携・協力関係の確立に努めるものとする。

2 ボランティア団体等の協力

市（市民福祉部第1救護班）及び防災関係機関は、帯広市社会福祉協議会、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等に基づき、災害応急対策等の実施について、協力を受けるものとする。なお、災害時において、市は災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、「帯広市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」及び「帯広市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、帯広市社会福祉協議会と協議のうえ、適切な時期に災害ボランティアセンターを設置し、帯広市社会福祉協議会がその運営に携わるものとする。

3 ボランティアの受入

市（市民福祉部第1救護班）、帯広市社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、及びその調整など、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努めるものとする。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。

4 ボランティアの活動

ボランティアに依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。

なお、ボランティアの登録は災害ボランティアセンターで行い、災害ボランティアセンターによるボランティアの派遣は一般ボランティアを基本とし、専門ボランティアについては市災害対策本部と連携を取りながら調整を行う。

(1) 一般ボランティア

- ア 被災状況の把握と情報連絡等、行政の情報収集・伝達体制の補完
- イ 給水や給食等避難所での被災者支援
- ウ 救援物資の整理・配送
- エ 清掃及び防疫の補助
- オ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- カ 災害応急対策事務の補助

(2) 専門ボランティア

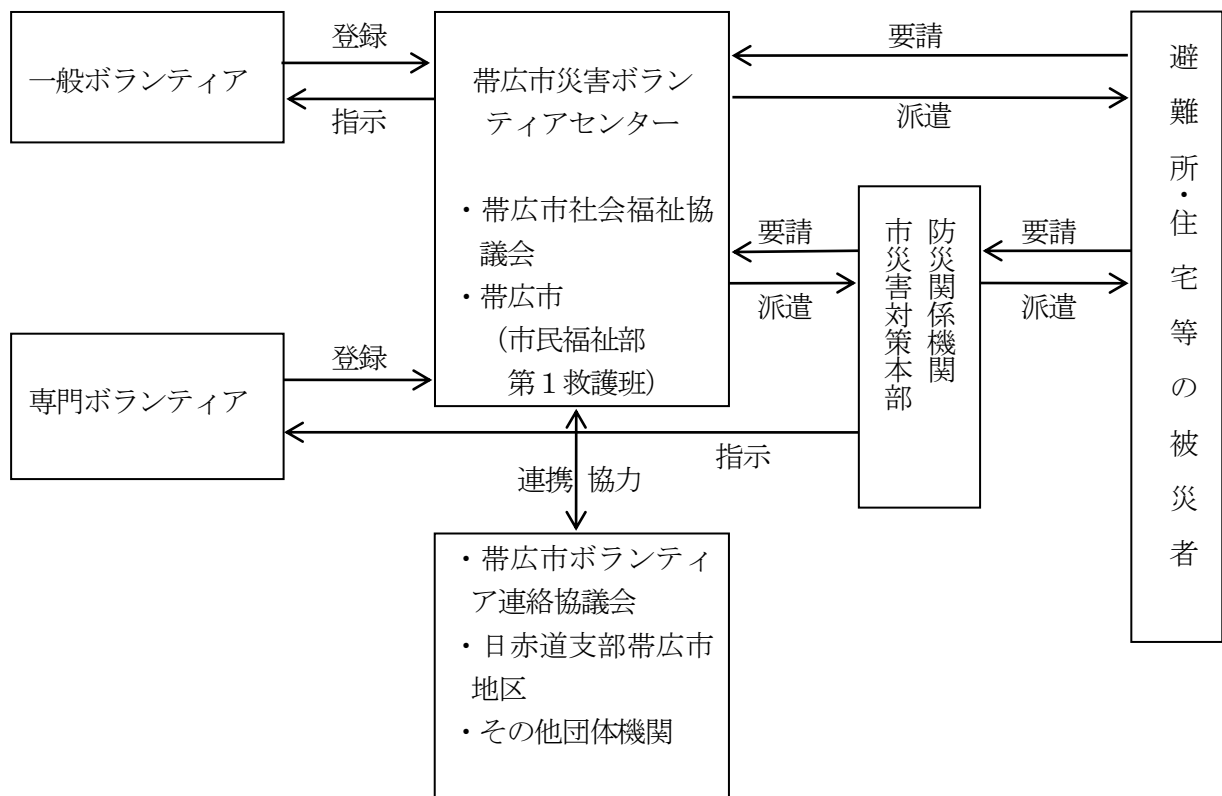
- ア 被災者に対するカウンセリングや相談活動
- イ 外国人通訳や手話通訳、視覚障害ボランティア等の要配慮者対応
- ウ 医療活動や住宅危険度判定等、専門分野での活動
- エ 被災建築物の応急危険度判定

5 ボランティア活動の環境整備

市（市民福祉部第1救護班）及び帯広市社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

また、災害時においては、市及び帯広市社会福祉協議会は、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう連携するほか、国が整備する登録団体データベースを活用し、専門的なノウハウや技術力を有する登録被災者援護協力団体とも連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努めるものとする。

受入体系図



第35節 災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するため応急金融の大要は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画に定めるところによる。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子・寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害復興住宅資金
- 5 農林漁業セーフティネット資金
- 6 天災融資法による融資
- 7 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 8 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 9 造林資金
- 10 樹苗養成施設資金
- 11 林道資金
- 12 主務大臣指定施設資金
- 13 共同利用施設資金
- 14 備荒資金直接融資資金
- 15 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
- 16 勤労者福祉資金
- 17 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第36節 災害救助法の適用計画

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任

（1）北海道

知事は、一定規模以上の災害に際しての救助活動について、市町村に対し災害救助法を適用し、応急救助活動を実施するものとする。

（2）市町村

市長は、知事が行う応急救助活動を補助するものとし、災害救助法第30条に基づき、災害救助法施行細則（昭和31年10月10日北海道規則第142号）により委任された職種の一部については、自らの判断と責任において、救助を実施するものとする。

2 災害救助法の適用基準

（1）災害が発生した場合

本市における災害救助法による救助は、別紙1に掲げる程度の災害時において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

（2）災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

3 災害救助法の適用手続

（1）市町村

ア 市長は、本市の地域における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を十勝総合振興局長（以下「総合振興局長」という。）に報告しなければならない。

イ 災害の事態が急迫し、知事による救助のいとまがない場合は、市長は、災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

（2）総合振興局

総合振興局長は、市長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨市長に通知するとともに、知事に報告するものとする。

（3）北海道

知事は、総合振興局長から災害救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知し、委任する。

（1）災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村 設置～道（但し、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
福祉サービスの提供	7日以内	道（但し、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急修理	3か月以内 （国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）	市町村
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村
埋葬	10日以内	市町村
遺体の搜索	10日以内	市町村
遺体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

（2）災害が発生するそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	市町村

（注）期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取り扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

別紙1

適用基準				摘要
被害区分 市の人口	市単独の場合	被害額が相当広範囲な場合（全道で2500世帯以上）	被害が全道にわたり12,000世帯以上の住家が滅失した場合	<p>1. 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失…全壊、全焼、流出 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの ・半壊、半焼…2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの ・床上浸水…3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの <p>2. 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
100,000人以上 300,000人未満	100	50		

